

平成27年 網走市議会

平成27年度予算等審査特別委員会会議録

第6号 平成27年3月18日（水曜日）

○日時 平成27年3月18日  
午前10時00分開議

○場所 議場

○出席委員（17名）

委員長	渡部 眞美
副委員長	立崎 聡一
委員	飯田 敏勝
	井戸 達也
	金兵 智則
	工藤 英治
	栗田 政男
	近藤 憲治
	佐々木 玲子
	空 英雄
	高橋 政行
	七夕 和繁
	平賀 貴幸
	古都 宣裕
	松浦 敏司
	山田 庫司郎
	山田 俊美

総務課長	大島 昌之
財政課長	秋葉 孝博
保険年金課長	永倉 一之
介護福祉課長	桶屋 盛樹
観光課長	武田 浩一
観光部参事	二宮 直輝
水産漁港課長	伊倉 直樹
港湾課長	脇本 美三
下水道課長	吉田 憲弘
営業課長	山崎 徹
施設課長	佐々木 浩司

.....

教育長	木目澤 一三
学校教育部長	三島 正昭
社会教育部長	後藤 伸次
社会教育部参事監	米村 衛

○事務局職員

事務局長	佐藤 明
次長	吉田 正史
総務議事係長	岩尾 弘敏
係	松山 俊
係	田中 康平

○欠席委員（0名）

○委員外議員（1名）

議長	小田部 善治
----	--------

○説明のため出席した者

市長	水谷 洋一
副市長	大澤 慶逸
企画総務部長	川田 昌弘
市民部長	後藤 利博
福祉部長	酒井 信隆
経済部長	今野 哲男
観光部長	田口 桂
水産港湾部長	河野 宣昭
建設部長	石川 裕将
水道部長	猪股 淳一
企画総務部次長	岩永 雅浩

午前10時00分開議

○渡部眞美委員長 おはようございます。

本日の出席委員は17名で、全委員が出席しております。

ただいまから、本日の委員会を開きます。

それでは早速、本日の日程であります特別会計及び企業会計に関する細部質疑に入ります。

質問者、挙手を願います。

○平賀貴幸委員 おはようございます。最初に、水道事業会計について一点伺いたいと思います。会計の問題というよりは営業用といいますか、工業用水の問題を伺いたいと思います。

以前も質問をさせていただいたこともありますが、やはり企業活動あるいは企業誘致の観点を考えると、網走市の場合、豊かな食というものが最大の魅力であり武器でありますから、そこを活用した事業というのが多くなりますし、そこが多く

なることが雇用の増大にやはりつながるといふように考えるべきなのだと思います。しかし、そこで障害といいますか、問題、課題になってくるところが、水の問題だというふうに思っております。市内の企業でも、御承知のとおり地下水を使ってその状況を何とか対処しようとするところもありますけれども、水道料金も上昇していくということもありますし、規模の大きな企業になればなるほど、水道料金というものがネックになってくるということが企業誘致の中にあるのだと思います。

経済部のときにはその質問ができませんでしたが、水道部で基本的には考えることだというふうに思っていますので、水道部の考え方を伺っておきたいと思っております。

**○山崎徹営業課長** 工業用水等のお話でございますが、まず水道事業につきましては、御承知のとおり水道水の供給に要する経費を料金で賄うという形で、受益者の皆様に負担していただく独立採算の原則に基づき運営しております。また、地方公営企業法第21条第2項では、水道料金は公正妥当なものでなければならぬと規定されております。

このことから、一部の用途に対し減免措置等を講じることは、その分の収入を一般家庭など他の用途で使用している料金で賄わなければならないことから、これらのバランスを慎重に考慮した料金設定とさせていただいているところでございます。

**○平賀貴幸委員** 現状の考え方は、理解をさせていただいております。そういう現状ですすからなかなか対処は容易ではないというのは私も承知をしておりますが、とはいっても、企業の誘致をこれからしていくとか、網走市内の企業の活動、競争力を含めて高めていくとなると、やはり水の使用料をどうコントロールするのか、あるいはその金額を削減できるものはしたいというのが企業さんの考えるところだと思います。そうすると、先ほど申し上げた地下水を何とかするしか企業的には現状ではないのですけれども、もう一つは、企業用に別の水源をとということも、考え方としては状況によっては持つ必要もあるのかと思っておりますが、なかなか難しい問題だと思います。水道料金の工夫も含めていろいろな検討をしていただきたいと思いますので見解を伺います。

**○山崎徹営業課長** 企業誘致のための水源開発と

なりますと、その団地の規模、使用水量に合わせた施設、設備等の対応が必要となります。

網走市の場合、良質な水源開発は現状では困難であり、水質によっては高度な浄化施設等の設置が求められることから多額の費用が必要となり、その経費を誰が賄うかという問題もあり、新たな水源開発は困難であると考えております。

**○平賀貴幸委員** 確かに難しい問題ではありますが、一方で、この問題は避けて通れない問題だというふうにも思いますので、水道部だけでなかなか検討できない問題だと思いますので、経済部を含めてさまざまな角度から検討していただきたいと思っております。水道部については、この一点のみです。

次に、介護保険特別会計について伺ってまいります。介護保険も導入から本当に時間がたっておりまして、介護保険計画も次は第6期ということで、現在まだ出てきておりませんが、取りまとめに向かっていくのだというふうに理解しております。今回の計画は、厚生労働省のほうでは地域包括ケア計画という名称に変更しようというような検討もあったように伺っているところでありまして、地域包括ケアというものを強く意識したものになるというふうに理解をしています。

名称はさておき、これまでの介護保険の計画とは様相が異なったものになりつつあるのだという理解をしておりますが、網走市の計画はこれまでのものとどんな差異が生じる見込みなのか、またこれまでの取り組みと今回の介護保険の制度改定を踏まえて、進んだところというのがもしあれば、お示しいただきたいと思います。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 第6期の事業計画でありますけれども、制度改正に伴う主な内容と施策の方向性を示すとともに、計画期間の3年間に加えまして、団塊の世代が75歳に達する平成37年度の人口、要介護認定者、またサービス利用者を見据えた推計をしております。

当市におきましては、高齢者が住みなれた地域でいつまでも生き生きと暮らせるよう、介護予防を中心とした施策をこれまでも推進してきましたが、第6期事業計画におきましても、これまでの計画を継承しながら国が示す新しい取り組みとして、新しい総合事業の実施、地域包括ケアに向けたネットワークづくり、地域包括支援センターの強化、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携の推進、生活支援サービス、こういった地域包括ケ

アシステムの構築を目指す計画としております。

**○平賀貴幸委員** これからどうなるかというところがまだ多いのだとは思いますが、今お示しいただいたように状況が変わってくるということだと思っております。

また、この第6期の計画からは、市町村の機能あるいは役割というのが強化されることになるのだというふうに思います。そのために必要となるものは、まず現状の把握、現在の事業の再評価、また地域のニーズの把握、それに対応できるサービスをどう創出していくのかということに基本的にはなるのだと思います。

そしてその上で、将来を見据えて今サービスを必要としている要支援者の方々などに対して、新たなサービスをどのように構築するのかということとあわせて、満足度を高めるということと、当事者の希望をかなえられる状況をつくり出すということが大事であります。それが地域包括ケアということなのだと思います。行政側、サービス提供側、あるいは御家族の都合というよりは、御本人の意思、満足度に着目するということだと思います。また、地域住民の生活支援サービスへの参加も促進しなければいけませんし、こういったことを含めて見直しをされていく必要があります。

その上で、介護保険制度の主な利用者は、先ほどあったとおり75歳以上の方でありまして、そのピークは団塊の世代の方々全てが75歳を超える2025年から始まって、しばらくの間増加を続けるというのが現実だと思います。その高齢者の数は、しばらくすると減少が見られて落ちついていくのだと思いますが、それでもまだまだそれは先の話です。

現状の把握をするための実態調査、どのようにまずは行われた上で、第6期の介護保険計画がつけられる見込みなのか確認したいと思っております。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 第6期介護保険計画の策定に伴う実態調査といったことをございますけれども、昨年、将来の当市の人口、要介護認定者、サービス利用者の推計等を行いまして、一般高齢者や軽度の要介護者を対象としたアンケート調査を実施いたしまして、またサービス事業者を対象としたサービス見込み量調査を実施し、今回、計画に反映しているところでございます。

**○平賀貴幸委員** 利用者さん及び事業者への調査が行われたということは、理解をさせていただき

ました。そこで見えてきたものをもう少し議論をしていきたいのですが、いずれにしてもこういう状況を支えるためには、サービス事業者、提供する事業者さんの確保とそこで働くスタッフの確保が一体的に行わなければいけないと思っております。今のアンケートの結果を踏まえて、計画ではどのようにその辺り取り組むようになるのでしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** サービス提供事業者の確保とそこで働くスタッフの確保が一体的にされることが必要だという御意見でございますけれども、計画のほうでは特に記載はしていませんが、今回の介護報酬改定につきましては、国の経営実態調査の結果、介護事業所の収支差率が中小企業と比較して著しく高いといったことが指摘されたことを受けまして、全体でマイナス2.27%のマイナス改定となりました。その内訳でございますけれども、基本報酬が4.48%引き下げられる一方、介護職員の処遇改善が1.65%拡充、またサービス提供の体制強化が0.56%新設されまして、介護職員の賃金部分についてはプラスの改定というふうになっております。

介護職員の処遇改善につきましては、かねてより他業種と比較してその低さ、また労働条件の悪さといえますか、そういったところが問題視されておりますけれども、平成21年度から処遇改善交付金の支給がございました。また、平成24年度からは処遇改善分の円滑な介護報酬への移行を目的といたしまして、介護職員処遇改善加算が創設されたところであります。これまでの処遇改善で、介護職員1人当たり月約1万5,000円相当の賃金改善がなされてきましたが、平成27年度、今回の介護保険の制度改定では、新たな処遇改善加算が設けられておりまして、事業所が要件等をクリアすることで、これまでの賃金改善分に加えまして1人当たり月約1万2,000円相当分の加算を算定することが可能となりました。この加算を算定することは、介護職員の資質向上に対する事業所の取り組みを支援するとともに、介護職に対する意識、またやりがいの向上、将来へのキャリアアップにも効果的であるというふうに考えております。

介護職員の確保、離職の抑制のためには、労働に見合った対価が得られることはもちろん、積極的なキャリアアップによる介護職に対するやりがいの実感ができるような職場環境整備も不可欠というふうに考えております。市といたしましては、

今後とも処遇改善加算の部分を積極的に算定するよう市内の各事業所に促していきまして、人材の確保並びに育成を図っていききたいというふうに考えております。

**○平賀貴幸委員** 処遇改善加算がしっかりもらえるかどうかというところが、法人や団体の事業所の運営に与える影響をどう少なくするのかということにかかってくるのだと思います。

ただ、厚生労働省の調査も私は問題があるというふうに思っております、他の企業と比較して利益率が高いと言いますが、御承知のとおり介護報酬は2カ月後に入ってくるわけですし、入ってくる前に決算になりますから、どうしても利益率が高く出るのは会計上やむを得ないことでありまして、そこを全く無視して利益率が高いというふうに財務省を含めて言っているものですから、現実をきちっと見ていない改定であるということ、行政としてもしっかり押さえておいていただきたいと思っております。結局、企業や事業所のほうは、直接経営に影響を受けるだろうというふうに言われているところであります。

今お話があったとおり、職員をどう確保するかというのが大変大きな問題になりますし、キャリアアップというのももちろんですが、まず現場で今発生しているのは、新しい人材がなかなか入ってこないという状況がもう既に発生しているのは御承知だと思います。それを防ぐためにも、今の答弁の中にあつたように、どうやって今いるスタッフをやめずに継続して働いてもらえるのだろうかというところが、各事業所で苦勞されているところです。ぜひそういった面を含めての支援をしていただきたいのですが、特にキャリアアップのほうはわかったのですが、新しい人材の確保に対する支援が必要だと思いますし、計画には特に盛り込まれていないということでありましたが、場合によっては事業として取り組んでいくような姿勢も必要だと思いますけれども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** ただいま御指摘のあったとおり、市内各事業所としっかり連携をして状況を注視しながら、人材の確保、また長く働き続けられる職場ということで、市としても支援していききたいというふうに考えております。

**○平賀貴幸委員** ぜひいろいろな形で検討して、遅くなってしまつて事業所が運営できな

くなつては本当に遅いので、ぜひいろいろな手だてを考えていただきたいと思っております。

今回の改定は、3年後に完全移行ということになるのだというふうに理解しておりますけれども、影響が一番受けるところは、小規模の通所介護なのではと印象的にもっております。結局、小規模通所介護の事業所は、再編をして大規模な通所介護になっていくのか、あるいは地域密着型通所介護の事業所として生き残りを図るのか、または小規模多機能型居宅介護のサテライト方式の事業所になるといった選択肢しかないのだと思っております、影響を最も多く受けるのだろうというふうに予測されているところであります。

こうした影響を受ける事業所は、市内にかなりあるのではないかとこのように思いますが、どのくらいの事業者が影響を受けることになると推測されているでしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 通常の通所介護事業所が9カ所ございまして、そのうち小規模といわれる事業所が5カ所ありますので、その5カ所について市の所管に移行していくということになりますので、その影響が考えられるところであります。

**○平賀貴幸委員** それ以外の法人も経営に影響を受けるかもしれませんが、今言った五つの事業所に影響が非常に大きいところから、そこを中心と言いますか、そこも含めてしっかりと必要であれば運営の支援を含めて検討していただきたいと思っておりますけれども、状況によっては今も事業によっては補助を出すなどの対応をしている事業も、障がい者や介護保険の事業所それぞれあると思うのですが、そういった面を含めて市としては検討する考えは現時点ではあるのか確認したいと思います。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 介護報酬引き下げに伴う事業所の影響でございますけれども、全てのサービスについて単純一律に報酬の引き下げが行われたわけではなくて、報酬の決定に当たっては高齢者人口のピークを見据え、また安定的かつ継続的な介護保険制度の運営に特に配慮した報酬改定であるというふうに考えております。

このたびの改定につきましては、そうした各サービスの再評価に基づいて行われており、可能な限り高齢者が地域で生活を送るための体制整備に係る各種の加算が新設され、そのことにより

サービスの充実と給付の適正化が図られたと考えております。

安易な報酬の引き下げは事業所の経営に悪影響を及ぼしまして、サービスの質の低下を招くおそれがございますけれども、必要な部分の充実、職員の処遇改善につきましては上乘せを行っており、介護保険制度の将来を見据えた内容となっていると考えております。及ぼす影響につきましては、その法人の運営が厳しい状況が見受けられた場合には、我々も事業所としっかり状況を把握いたしまして、市長会などを通じて国へ要望するというような対応をしていきたいと思っております。

**○平賀貴幸委員** 過去には、介護保険の分野ではありませんが、支援費制度から障害者自立支援法に移る時代のときに、まるでしごを外されたような報酬改定があり、それでたくさんの事業所が閉鎖を余儀なくされた、あるいはいろいろな出来事が、この場ではなかなか言えないことを含めて、たくさん実態としてあったということがあります。

今回の介護保険の改定がそうならないことを心から願っておりますので、網走市に対してはできるだけいろいろな形で目を配っていただきながら、法人の運営及び利用者さんが何より困らない形を続けていただきたいと思います。

また、今回の制度改定の目玉といいますと、大きく3点だと思っております。要支援1、2の対象者について、介護保険本体の給付、いわゆる予防給付から訪問介護と通所介護を外していくと、また対応するサービスについては、地域支援事業を再編成することで対応していくと。もう1点目は、個別のサービスでは通所介護の機能の改革、特に先ほど申し上げた定員10人以下の小規模のものについては、地域密着型サービスへ移行させるなどして、今後新たな事業所開設について保険者の管理下に置いていくこと、そして、よく言われる特別養護老人ホームの入所対象者を原則要介護3以上するというのが、3点の大きな目玉だというふうに思います。

この改正を進めるためには、市町村、特に行政のトップである市長の考え方が問われる問題になってきますので、方向性を誤れば地域の崩壊を招きかねないほどの重要な制度変更だというふうに受けとめています。

現在の介護予防でのサービスの利用は、介護予防通所介護と、介護予防の訪問介護が中心だと思

います。それぞれのサービス内容は、前者では機能訓練が大半だと認識しております。後者では、買い物の支援などが中心だと思います。また、全国平均で考えると、介護予防の利用者は全体の約27%ほどになりまして、そのうち57%が利用している訪問介護と通所介護が、介護保険の本体給付から外れることになると見込まれています。網走市の現状は、全国平均と比較してどのように差異があるのかなのか、確認したいと思います。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 予防給付に占める訪問介護、通所介護の利用者の割合でございます。網走市におきましては、利用者に占める予防給付の割合が26%になっておりまして、予防給付利用者に占める訪問介護、通所介護の利用者が66%、ですから国の全国平均と比較しますと、訪問介護、通所介護の利用者は少し多いというような状況となっています。

**○平賀貴幸委員** 約9%ほど全国平均より高いということでありまして、それだけ影響を受ける人数が全国平均と比較すると今回の改定で多くなるということだと思います。3年間の猶予がありますので、その間にこのサービスの維持、あるいは形を変えた継続を図っていくかということになるのだと思います。介護予防の相当数が本体給付から外れるということでありまして、ここへの対応というのが極めて重要な課題だというふうに改めて申し上げたいと思っております。

そのためには、地域支援事業の再編成による対応が必要になります。これまでも、網走市としてはこの地域支援事業はさまざまな形で行ってまいりましたが、この改定を受けてどうするのかということは、まだ必ずしもはっきりしていないという印象を受けております。今のところ現行サービスを維持するのだという形での答弁はあるところでありまして、3年後どうやってこの事業を続けるのかということをもう少し伺いたいと思っております。

特に厚生労働省は、給付している財源を新たに事業に移すのでサービスの利用は継続できるというふうに説明をしておりますけれども、一方で、費用の伸びについては上限を設定するというふうに言っております。いささか不透明な部分もあると思っております。こうした状況を踏まえて、地域支援事業をどのような方向性で再編するのか伺いたいと思っております。

○桶屋盛樹介護福祉課長 地域支援事業をどのような方向性で再編して対象者を支えていくかといったことですが、要支援者を対象とした予防給付における訪問介護、通所介護、この二つが高齢者の介護予防と高齢者支援を目的とした地域支援事業に移行をされますが、そして新しい総合事業として再編が必要となります。

当市におきましては、平成29年度から実施いたします。平成27年度、平成28年度につきましては、平成29年度に向けての準備期間といたしまして、要支援者のケアマネジメントを実施している地域包括支援センター、また、委託により要支援者のケアマネジメントをしている居宅介護支援事業所のケアマネージャーさんと連携をいたしまして、要支援者が今どんなサービスを受けていて、どういったニーズがあって、どういった身体状況なのか、生活状況なのかということろを把握しようというふうに考えております。また、専門的な支援が必要な要支援者につきましては、現行事業相当のサービス提供が必要になることから、通所介護、訪問介護を提供している事業所と事業内容や単価設定など十分な協議が必要になってくるというふうに考えております。

また、民間事業者、ボランティア、地域などの多様な主体によるサービス提供につきましては、ボランティアや柔道整復師などの協力による、高齢者ふれあいの家や高齢者筋力トレーニングなどの介護予防事業や、民間によるさわやか収集支援といった生活支援事業を推進してきた経緯があることから、既存事業の見直しと不足部分を補うための新たなサービスを創設して、要支援者を支援する体制づくりを進めていきたいというふうに考えております。

新しい総合事業における上限の原則ですけれども、事業開始前年度の訪問介護、通所介護、介護予防支援に係る事業費に、介護予防に係る事業費を加えたものに75歳以上の高齢者人口の伸びを乗じた額というふうに国から示されておりますので、現行基準の事業は確保できる、実施できるというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 網走市で現在実施している事業から考えると、不足する部分といいますか、これからの課題になると思う部分は、通所の介護も確かに課題はあるのですけれども、介護予防、訪問介護のほうなのかなという印象があります。そ

らの方はこれからの検討課題ということになると思いますし、この後の議論でまた触れていきたいと思いますが、介護保険の事業費全体で要支援は約5.7%と言われていて、その中で今回影響を受ける部分は3.3%ぐらいなのかと思います。事業費全体でいうと、それほど物すごく大きな額ではないのですけれども、ただ対象となる方が非常に多いので、この問題はやはり大きな問題だというふうに思います。

先ほど答弁にあった総合支援事業が今後実施されるということになりますと、これまで全国一律のサービスだったということに変化が起これることになります。言いかえると、地方ごとに特色あるサービスが展開されることになりまして、これはその地域の実態に合ったものであれば、歓迎すべきことだというふうに言うこともできます。

ただし、課題となるのは、国が本来定めるべき最低限のサービスの保障、いわゆるナショナルミニマムがまだ存在していないことなのかと思えます。このままだと、シビルミニマムとでもいうのでしょうか、自治体独自の最低水準を考えて設定をしていかなければいけないということになると思いますけれども、こうしたことについてはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 その部分についてですけれども、介護事業所による専門的なサービス以外につきましては、地域の社会資源を活用した地域の実情に応じた取り組みというものを検討していかなければならないと思います。

主体となるのは、やはりボランティアさんですか、町内会が考えられますが、新たな総合事業においてこれまでのサービス水準を維持するために、その部分については、利用者さんの目線でサービスの利用の低下がないよう、仕組みづくりをしていけたらというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 今仕組みづくりをしていきたいとおっしゃったとおり、まさにこの仕組みづくりこそが今回の改定の一つの肝なのだというふうに思います。包括支援センターを含めて、これまでも種々役割の強化については申し上げてきたところではありますが、進めていただきたいと思うのですけれども、いわゆる軽度の方々を生活支援サービスという形で、地域の支え合いの中で受けとめる仕組みをどうつくるかということなのだと思います。

ます。

そこで、介護保険制度ができる前のことに考えを持っていきますと、もともと住民参加型のサービスですとか、あるいは家政婦紹介所のような形で、家事援助を行うような団体や企業など、あるいは地域の助け合いなどがあって、行政のサービスでは支え切れない部分や時間帯を補っていたのが現状でありました。しかし、介護保険が実施された後、これらの団体もNPO法人となる、あるいは企業、もしくは社会福祉法人などになってサービスの提供事業者として介護保険を担う事業者と多くはなっていました。反面、地域の助け合いの仕組みは、これらの制度が発達するほど弱まってきたというのが現状でありまして、介護保険でよく言われる問題は、地域との乖離を結果として生み出してしまったということがあるのだと思っております。

今回の改定の見方を変えますと、この状況をもう一度見直して、地域とのつながりを取り戻そうということなのだというふうにも理解はできると思っております。例として挙げさせていただくと、ことしは全ての団塊の世代の方々が65歳を超えておりますので、そういった退職した元気な男性を中心とした方々が、新たな軽度のサービスを必要とされる方々の担い手としてどう活躍するのかということ、先ほど言ったような仕組みとしてどうやっていくのかという課題だというふうに思うわけです。もう少し言うと、どうやって地域の接点を取り戻すのかということだと思っておりますけれども、この点についてどう考えているのか改めて伺いたいと思います。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 今回の制度改正の中身に、地域ケア会議の推進というものがございます。その地域ケア会議については、これまでも地域包括支援センターで個別の困難事例ですとか、例えば虐待ですとか、そういった事例に対応するべく、ケア会議をこれまで実施してきましたが、今回の制度改正でケア会議の推進といったことで、中身については個別ケースの延長上に地域に課題がどんなものがあるのか、地域にどういった社会資源があるのかといった部分を踏まえ、またそれを政策形成にもっていくというような役割も求められることになりました。そういったケア会議を推進、実施しながら、地域の課題、地域の社会資源、地域にどういったものが必要なのかを把握しながら、

サービスの構築に役立てたいというふうに考えております。

**○平賀貴幸委員** 地域ケア会議の役割というのは、本当に重要になってくると思います。そうすると、以前、市民部に質問をしたことがあるのですけれども、そういった状況になるので、市民活動団体をどう育成するかがキーポイントになりますということを申し上げたところであります。市民部との連携というのが、当然どうしても必要になってくるのです。介護保険の所管をする介護保険課だけで、市民団体の育成だとかさまざまなことをやっていくのは、私はどう考えても無理があると思っております、市民部との連携がやはり不可欠となります。

そのためには、市民活動センターが活動の拠点としてまた一つクローズアップされてきますし、そこどうやって連携をしながら、たまたま網走の場合は社会福祉協議会さんが実施主体になっていきますから、ほかよりは連携もしやすいという好環境に結果的に恵まれていると言えることもあるのかもしれませんが、そこの連携をぜひ進めていくということをやりたいのか、やらなければいけない状況に立たされているということだと思うのですけれども、その辺の見解はいかがですか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** ボランティアセンターとの連携ということでございますけれども、これまでも高齢者ふれあいの家のボランティアですとか、その方々に対するボランティア研修会の実施、そういった部分でボランティアセンターとは連携をしながら事業を進めてきた経過がございます。

今回、専門的なサービスを提供する介護事業者以外、多様な支援を求めるに当たって、やはり町内会ですとか老人クラブ、ボランティア団体、さまざまな地域の社会資源団体と連携することが必要となりますので、もちろん市民部はもとより、ボランティアセンター、また関係する団体等と連携を図りながら事業を進めていきたいというふうに考えています。

**○平賀貴幸委員** 地域包括ケアを進めるためには、そういった団体、福祉団体だと認識されているところ以外の市民活動団体を含めて、どうやってかわりを強く持っていくのかということもあるのだと思いますので、ぜひそこを含めた取り組みを進めていただきたいと思います。

次に、軽度者の受け皿として、地域支援事業を新しい総合事業へ再編成をするということであり、課題としてあるのは、利用者の問題だと思っております。既存の介護予防事業者の問題や、サービスメニューの問題がやはりあるのだと思います。

国の制度がこのまま推移するとなると、果たして本当に現在のサービス提供をそのまま移行できるのかと、先ほど答弁の中では移行できるのだということでありましたが、まだ疑問が解消されるには現状では少なくとも至らないと思っております。

混乱や利用者の利便性を考えていくと、やはり制度の切りかえには一定の時間が必要でありまして、網走市でも3年の猶予期間の間に利用者にとって本当に必要で役立つものを把握するというのと、先ほど議論にもあった高齢者人口の推移、あるいは労働力の確保など、将来を見据えて再編する必要があると思っておりますので、改めてこの辺は検討していただきたいと思っております。

次に、保険者の機能強化です。保険者の機能の強化も大きなポイントになってまいります。小規模型通所介護事業所の指定、3年間の準備期間を経て、平成30年から移行するというふうになっておりますけれども、居宅介護支援事業所の指定、またそれに伴う事業所の質の確保を行うための集団指導、実地指導といったものの実施が、保険者である網走市に求められることとなります。さらに、自立の支援という形が今回クローズアップされていると思っております。そのためのケアマネジメントの推進を図る必要もありまして、今後も引き続き検討がなされるものと思っております。こうしたものも何らかの基準を示していかないと、結果的に事業者間の格差が拡大し、サービスを利用される方が困るということもあると思っております。こうした保険者の機能強化のポイントについてはどのようにお考えか伺いたいと思っております。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 保険者の機能強化についてでございますが、北海道より網走市に移譲される予定の各権限につきましては、御質問のとおり、小規模型の通所介護が地域密着型通所介護へ移行されるとともに、また居宅介護支援事業所の指定権限などがありますが、介護事業所に対する実地指導については、これまでも国と北海道の指導を受けながら実施しており、今後とも国、北海

道との連携の上、適正な介護サービスが提供されるよう注視し、また指導の参考にしていきたいというふうを考えております。

また、居宅介護支援事業所の質の確保及びケアマネジメントの適正化については、本人や家族の意向はもちろん、隠れたニーズを掘り起こすことが残存能力を生かしまして、可能な限り自宅での生活を継続できるよう配置する必要があるため、こうしたことを念頭に置きながら北海道との連携の上、全ての事業所が同じ基準で実施できるような進め方をしていきたいというふうに思っております。

**○平賀貴幸委員** 最低限の基準は一定程度そろえていただきたいのですけれども、そうはいつでも、それぞれの事業所の独自性というののもとても大切でありまして、そこをどう担保していくのかということになるのだと思っております。そのためにはやはり、実地指導あるいは集団指導も大事なのです。それもしっかりやっていただきたいのですけれども、日常的なコミュニケーション、あるいは日常的にできるだけ現場に足を運んでいただいて、どういう特色があるのか、どういう考え方でやっているのかということを理解しておくというのが、私は大事だと思っております。それがないと、せっかく特色あるサービスの展開をしても、誤解を受けたりすることもあるというふうな受けとめ方をどうしてもせざるを得ない状況がありまして、その辺ぜひ保険者としては状況を受けとめながらやっていただきたいと思っております。事業所のほうも適正なサービスを提供したいと思っておりますし、もちろん保険者のほうもサービスの提供を適正化したいと思っているはずですから、双方の意思がしっかりと反映されて、信頼関係ある事業展開がされることを願って質問を終わります。

**○渡部眞美委員長** 次。

**○高橋政行委員** 介護予防出前講座事業について質問いたします。2025年問題と喧伝されているように、予算の面からも介護は市の財政を揺るがす重要な問題だと考えております。

私はかつて、長野県のある市に視察に行った折、ピンピンコロリ運動と称して、市を挙げて市民の健康増進に取り組んでいる様子を見てまいりました。誰も元気にピンピンと生き、周りの人たちに世話をかけないでコロリと死ぬのが理想だとは



と思いますが、なかなかそうはいかないのが現実でございます。

介護状態になる前の早い段階からの取り組みは、大変重要であるかと思えます。その意味で、今回初めて出されております介護予防出前講座事業について、大いに期待しているところでございます。つきましては、その具体的内容についてぜひ伺いしたいと思います。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 介護予防出前講座事業でございますけれども、この事業は平成26年度の新規事業となっております。老人クラブなどの高齢者団体を対象といたしまして、地域にフィットネスインストラクターを派遣いたしまして、要支援、要介護状態にならないためのトレーニング方法を指導する事業となっております。

現在は、四つのプログラムからの選択となりまして、日常生活動作トレーニング、転ばない身体づくりのためのトレーニング、いすに座って楽しめるリズム体操、スムーズな身のこなしトレーニング、この四つの事業から一つを選択していただいて、所要時間1時間30分程度をかけて介護予防のためのトレーニングを実施しているものでございます。

今年度につきましては、吹雪の影響で1団体の実施にとどまっておりますけれども、平成27年度は既に4団体の申し込みがございますので、介護予防、要支援・要介護状態にならないための介護予防事業として、今後も積極的に推進していきたいというふうに考えております。

**○高橋政行委員** ただいま聞きまして、効果が大変期待される事業だと考えております。

実は私の家庭でも、一人介護状態になった老人がおりますけれども、書かれたものを見ながら、自分でリハビリをやっているといったことを見ております。本当にありがたい事業だと思います。以上で、質問を終わります。

**○渡部眞美委員長** 次。

**○井戸達也委員** 私のほうからは、介護保険会計のほうから高齢者ふれあいの家支援ということで、幾つか聞いていきたいというふうに思います。この高齢者ふれあいの家は御承知のとおり市内に13カ所ありますが、高齢化が進み、ボランティアの手が徐々に足りなくなりつつあるというふうなお話を聞いております。現時点での参加される方とボランティアとの割合についてお尋ねいたします。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 高齢者ふれあい支援事業でございます。高齢者の介護予防と生きがいづくり、また閉じこもり防止を目的として実施をしております。今委員がおっしゃったとおり、現在市内で13カ所に設置され、地域のボランティア団体が主体となって運営をいただいております。

利用者とボランティアの割合でございますけれども、まだ平成26年度の実績が取りまとめられないので、平成25年度の実績でお答えいたしますけれども、利用者が517人、かかわるボランティアが357人、合計で874人となるため、割合でいきますと、41%がボランティアに相当するというような状況となっております。

**○井戸達也委員** 割合の41%がボランティアということで、これは平成25年度のお話ですけれども、平成26年度、平成27年度となっていくとどんどん厳しい状態が予測されると思っております。

このボランティア41%の中で、男性の方の割合はどのくらいいるのかお尋ねいたします。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** かかわるボランティア357人のうち79人が男性ボランティアで、割合は22%になります。

**○井戸達也委員** 割合22%、やはり非常に男性の割合は低いと思います。

定年後、特に男性は社会との接点が薄くなるというようなお話を聞いております。そうした現状を変えていくためにも、男性をボランティアに巻き込んでいくというような仕組みが必要ではないかというふうに考えますけれども、その辺の考えについてお尋ねいたします。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 平成12年度の事業開始当初から、男性ボランティアは大変少ない状況でございました。また、第1号のふれあいの家が開設してから15年が経過し、あわせてボランティアの高齢化も進んでいるという状況でございます。

男性ボランティアについては、いろいろ多趣味であったり、利用者さんも女性が多いものですから気恥ずかしいというような面もあるかと思えますけれども、なかなか男性ボランティアに集まっただけでない状況でございます。

今後につきましては、男性ボランティアの確保、また後継者の育成、超高齢社会に適応した新たなコミュニティ形成の取り組みですとかを踏まえまして、事業を継続していきたいというふうに考え

ております。

**○井戸達也委員** 高齢者になってくると、男性は集団に溶け込むのが非常に下手というか、上手に溶け込めなくなってくるというようなことを聞きます。男性は、それぞれ生きてきた中で、仕事の中で生かしてきた部分で、得意な部分、やってきて誇りを持っている部分というのがあるというふうに思いますので、そういったものをなるべく引き出してあげるような形ができればいいのかと思います。そういったものも考えていただければというふうに思います。

また、高齢社会の進展と少子化の訪れへの対応として、私が議員1年目のときに、子育て施設と高齢者の事業をあわせて実施することも必要な時代が来ているというふうに質問をした経緯がございます。まさにそうした取り組みをいち早く進めることでほかにはない事業が生まれて、高齢者と子育て世代がともに生きがいを感じることでできるまちへと発展するのではないかと考えております。

毎年12月に駒場の住民センターで、ふれあいの家と子育て支援センターとの間でもちつきが開催されて、小さな子どもさんと高齢者が触れ合うというような機会がつけられております。私ども若手議員も何人か、そのもちつきにお手伝いをさせていただいておりますけれども、身近にこうした事業がなされて、広い世代の間で助け合えるというような網走市になるということを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

**○渡部眞美委員長** ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時50分休憩

午後11時00分再開

**○渡部眞美委員長** 休憩前に引き続き、再開をいたします。

質疑を続行いたします。

**○佐々木玲子委員** 私のほうからは、介護保険事業の中で1件だけ質問をさせていただきます。

200ページに生活管理指導員派遣事業366万円とあるわけですが、この事業について、まずは事業の内容と利用人数を伺いたいと思います。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 生活管理指導員派遣事業でございますけれども、介護認定において自立と判定されたものの生活支援が必要と判断される虚弱な高齢者を対象といたしまして、自立の支援、また孤独感の解消を目的といたしまして、日常生

活に対する支援、これは外出支援ですとか健康管理、栄養管理、また家事に対する支援、これは家庭内の整理整頓や買い物、調理指導、洗濯といったものがございますけれども、そういったものに加えまして、関係機関との連絡調整を提供するサービスでございます。

この事業につきましても、平成26年度はまだ取りまとめができておりませんので平成25年度の実績になります。利用者数が27名、延べ訪問回数が873回というふうになっております。

**○佐々木玲子委員** ありがとうございます。

これは本当にすごく大事な事業でして、前段他の委員から介護保険事業について詳しくいろいろとやり取りがありましたけれども、ちょうど私が平成11年に議員になった当時、介護保険制度が始まる直前でした。

介護保険が始まった当初というのはなかなか利用者も少なく、それとまた本当に見切り発車的な制度で、いろいろな問題が生じておりました。

そういう中で、ある方から心配なお年寄りがいるのだというお話を伺いました。

独居で、介護認定を受けたくても受けられなかった、今おっしゃったように。

自立していらして、何でも自分でできる。

ただし、一人であるがために非常に不安感が強いと。

家族がいない、友人もなかなかいない、友達とも出かけられないということで、日常生活にやはり不安を抱えていて、外出も少なめで、本当に日常生活この人は大丈夫なのだろうか心配でしょうがないけれども、どうその方をケアしてあげたらいいかわからないということでした。

私もそれを聞きまして本当に気の毒な話だと思ひまして、これはどうしたらいいのかと。

そこで、当時の高齢者係に相談をしてみましたら、実は生活管理指導員派遣事業があるのですよということで、こんないい制度があったのかと思ひ、早速その方にお伝えしましたら、喜んで利用したいということで、あれから随分たっておりますから今はどうしていらっしゃるかはわかりませんが、その方は介護が必要になるまではこの派遣事業を使うことによって、安心して生活をしていらしたのだろうと思っております。

そこで、やはり今利用者を聞きますと27名で、これはちょっと少ないのかなと。

例えば平成12年に介護保険制度が始まった当初は、まだ網走市は16%台だったと記憶しております。

それから15年たって、今は27%を超えるまでに高齢化率が高まっているということを考えますと、この利用者というのはもう少し多くてもいいのかと思います。

特に今、ふれあいの家事業にしても、今まで外へなかなか出られなかった方が、介護予防のためのそういういい事業があることで喜んで外へ出るようになったと。

私が、あるふれあいの家でお手伝いしたときにお会いした方は、腰が90度に曲がる年配のお父さんが通っていらっしゃいました。

その方が通っているうちにだんだん元気になられて、実は服装も最初はジャージの上下を着て、本当にお年寄りだなという格好だった方が、ちゃんとボタンダウンのシャツを着て、ジャージではないきちっとスラックスをはいて、おしゃれをして通われるようになって、元気になってくるのが日に日にわかるのですね。

そういうようなことで、多分、今、介護予防に非常に力が入っていることで、結構自立で頑張っている方がいる。

ただし、やはり何かの手助けが必要だ、そういう方が逆に潜在的にふえてきているのではないかと考えております。

そうしますと、この派遣事業が本当に有効な手段ではあるけれど、周知の仕方がちょっと手薄なのではないかと感じるのですけれども、その辺はどのような御見解をお持ちでしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 事業の周知といったことでございますけれども、この5年間を見ると、実績としては逆に利用者がふえてきているといった状況でございます。

やはり、今、委員御指摘のとおり、地域にはいろいろな高齢者がおられると思います。

少しの支援があれば自立できるような方も多数おられると思いますので、先ほども答弁いたしました、やはり地域包括ケアといったものが必要となりますので、地域ですとか、関係者の方々と連携を図りながら、地域にこういった高齢者がおられるだとかといった状況を把握しながら、しっかり周知に努めて取り組んでいきたいというふうに考えております。

この事業につきましては、平成29年度から実施する新しい総合事業に組み込まれる一部の事業だというふうに考えておりますので、全てくるめた中で、しっかり周知をして利用促進をしていきたいというふうに考えております。

**○佐々木玲子委員** 介護保険のいろいろな見直しの中で、平成29年度からはそれを全体に取り込んだような形でやっていくということも本当にいいことだと思いますし、ぜひそうしてほしいと。

ただ、ことし平成27年、平成28年と、まだ2年間の空白があります。

そういう意味で、介護認定を一度でもされるような方は、知るチャンスが多いと思うのです。

ところが、全く介護認定の必要がないというか、まだそこまでいかないという方たちをどうフォローしていくかという意味で、御家族の方もいろいろと悩まれている方もいらして、また隣近所の方、最近では、独居の高齢者が非常にふえていますので、親類縁者が近くにいないくて、近隣の方たちとの交流の中でフォローしていただいている方もふえてきています。

そういう意味では、健全なある程度の青年、壮年、中年の方たちが、もう少しこういう事業があるのだと、介護保険制度が非常にしっかりと根づいているがゆえに、それしか高齢者のための手だてではないものだと思っている方がもしかすると多いのかと思いますので、できればもう少し全市民的にというか、お孫さんに当たる年代の人もいるでしょうし、自分のおじさん、おばさん、後は隣近所で高齢で一人でいらっしゃって心配だなと思うような方がいても、どのように手助けをしてあげたらいいのか、なかなかプライバシーの問題があったり、私の近所でもインターホンを押したくても外側の玄関フードに鍵をかけていて、どうかかわったらいいのだろうと思うぐらい非常に防犯意識が高い方がいらっしゃるなど、正直言うと、隣近所のおつき合いも難しくなってきています。

そういうこともあるのでなかなか難しいとは言いながらも、何とか皆さんが高齢者の方を支えていくためのすごく有効な手だてだと思うので、もう少し周知の方法については工夫の余地があるのではないかと思いますので、この派遣事業については、単独でやるのは平成27年度と平成28年度になるとは思いますけれども、私は貴重な大事な事業だと思いますので、周知徹底にもう一つの工夫を

加えながら事業を遂行していただきたいと思います。

これを申し上げまして質問を終わらせていただきます。

○渡部眞美委員長 次。

○松浦敏司委員 それでは、五つの特別会計について質問いたします。

できるだけ簡潔に行いたいと思います。

まず最初に、市有財産特別会計についてであります。

平成26年度に、11件の調査をするということでありましたけれども、その結果はどのような状況か伺います。

○秋葉孝博財政課長 委員御指摘のとおり、平成26年度にいわゆる傾き調査を11件実施しております。

平成26年9月に実施しておりますが、その状況につきましては、これまでと大きな変化は見られない状況でございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

次に、今年度の予算として、潮見住宅団地対策事業として4,492万4,000円が計上されていますが、どのような事業を行う予定か伺います。

○秋葉孝博財政課長 平成27年度の当初予算の状況でございますが、予算では1件の時価での買い取り、また1件の移転補償を予定しております、これが金額で3,700万円。

家屋の傾き調査が10件で61万円、このほかですが、1棟の解体費450万円を計上しております。

○松浦敏司委員 わかりました。

次に、平成26年度は今月いっぱいあるわけですが、平成26年度の事業の内訳と見込みについて、また、これまでの事業の総額というのは幾らになっているか伺います。

○秋葉孝博財政課長 平成26年度の決算見込みの状況でございますが、予算では予定しておりました移転補償等のこうした対応がございませんで、決算では建物の小修繕6万5,000円と、先ほどお話しした家屋の傾き調査が59万4,000円、合わせて決算見込みは65万9,000円でございます。

次に、これまでの累積経費ですが、昭和59年度から平成26年度、今年度までの決算見込みとなりますが、31年間で累積額は24億2,015万円となっております。

○松浦敏司委員 大変な金額になっていると思

います。

次に伺いますが、潮見住宅団地の中で、この間、新たな変化というのがあったかどうか伺います。

○秋葉孝博財政課長 傾き調査というのは毎年ずっと実施しております、ここ数年ですが変化が見られないので、特に大きな変化といえますか変わったような状況はございません。

○松浦敏司委員 相当年月もたっていますので、そして、相当数が移転あるいは買い取りという形で進んでいるということで、ある意味では一定の落ち着きが出てきているのかというふうにも思います。

次に伺いたいのは、要観察区域などは、今後も一定期間は監視しなければならないというふうに思います。

今後についてでありますけれども、もし予測がつくのであれば、終息までにどのくらい年数が必要になると考えているのか伺いたいと思います。

○秋葉孝博財政課長 事業の終息時期についての御質問でございますが、将来的には申し出があれば買い取るということが残っております。

この地域にお住まいのそれぞれの皆さんの生活や、個々の事情がございますので、具体的にあと何年で終息するということは、なかなかお答えできないような状況でございます。

○松浦敏司委員 そうしたことだろうと思います。

固定資産税についても聞きたいところですが、あえてこれは聞きません。

これまで何点か質問をしてきましたけれども、大きな問題としては、やはり市が分譲した土地が原因として、結果として巨額の対策費を投入しなければならないということ、これからもその対策が必要であること、また、対象外の区域においても、土地や建物の評価が下がるということも現実にあるというふうにも聞いております。

そもそもこの問題というのは、市の分譲地であることから、市民は市に絶大なる信頼感を持って土地を購入して、そして一生に一度の大きな夢である家を新築したということだと思います。

ところが、数年後にはその家が音を立ててゆがみ、住むことさえ許されない。

これは余りにも心の痛むことだと、私は思います。

その原因が地盤にあるということが明らかになったという点では、市の責任は明らかであります。

すし、これは非常に辛いことだというふうにし  
か言いようがありません。

この間、24億2,015万2,104円という事業費がか  
かっておりますが、被害に遭われた住民の皆さん  
への対応をしっかり行うべきだというふうに思い  
ます。

この特別会計は、過去のずさんな造成と分譲に  
よって起きたものであり、この経緯からいっても、  
私どもは反対せざるを得ないというふうに考えて  
います。

次に、国民健康保険特別会計についてです。

昨年、国民健康保険料が引き上げられました、  
国保会計の見込みについて、まず伺います。

**○永倉一之保険年金課長** 平成26年度の保険料率  
におきましては、後期高齢者支援分の所得割を  
0.2%引き上げて2.2%、均等割額を1,000円引き  
上げて9,500円、平等割額を500円引き上げて  
7,500円に改定し、医療分及び介護分については  
据え置いたところです。

また賦課限度額におきましては、後期高齢者支  
援分を2万円引き上げて16万円、介護分も2万円  
引き上げて14万円としたところであります。

平成26年度の決算の見通しとしましては、現時  
点では、医療給付費や国庫支出金など未確定など  
ところもあり予測はつきませんが、医療費が当初見  
込みよりも減るものと見込まれておりますから、  
黒字になるものと考えております。

**○松浦敏司委員** わかりました。

それで、ことし平成27年度の制度の改正はある  
のでしょうか、伺います。

**○永倉一之保険年金課長** 制度の改正内容ですが、  
1点目は、低所得者に対する保険料軽減を平成26  
年度も行いましたが、平成27年度においても拡大  
するものでして、応益分である均等割と平等割の  
2割軽減と5割軽減を拡大するものです。

この拡大によりまして、2割軽減世帯及び5割  
軽減世帯とも当初賦課見込みで約10世帯ずつ増加  
し、それぞれ約760世帯になるものと見込んでお  
ります。

2点目は、賦課限度額の見直しです。

低所得者層と中間所得者層の負担を軽減し、高  
所得者層に負担増を求めるもので、医療分につい  
ては現行の51万円から52万円へ1万円の増、後期  
高齢者支援分が現行の16万円から17万円へ1万円  
の増、介護分が現行の14万円から16万円へ2万円

の増となり、全体で現行の81万円から85万円へ引  
き上げとなる政令が公布されております。

3点目につきましては、保険者支援制度の拡充  
でありまして、これは保険料の軽減対象者数に応  
じた保険者への財政支援についての拡充となって  
おり、軽減対象者数の拡大や補助率の引き上げを  
伴うもので、約3,000万円の増額が見込まれてお  
ります。

この財源につきましては、国が2分の1、道と  
市がそれぞれ4分の1ずつとなっております、一般会  
計からの繰入金となります。

4点目が、保険財政共同安定化事業で、これは  
北海道内の市町村国保の医療費について、市町村  
国保の拠出により負担を共有する事業ですが、こ  
れまで30万円を超える医療費に対する共同事業か  
ら、1円以上を対象とすることに変更となるもの  
であります。

以上4点が、国保における制度の変更となるこ  
ろです。

**○松浦敏司委員** これによって低所得あるいは中  
間の所得の人たちが、軽減になるというような感  
じには受けたわけですが、詳しい状況はまだ私  
どもも判断をしかねるところであります。

それで、今、賦課限度額が51万円から52万円  
ということに言われましたけれども、そうなります  
と、通常でいいますと、第2回定例会で国が改正  
した内容に基づいて、国保料の見直しもしてい  
くということになるのか、その辺の見解を伺いま  
す。

**○永倉一之保険年金課長** 当市の対応についてで  
ありますが、現時点では、平成26年度の決算見通  
し及び平成27年度の賦課所得が固まっておられ  
ませんので、5月以降に固まり次第、収支状況を見  
ながら国保運営協議会に示しまして、その後、協  
議した結果に基づいて事務を進めていきたいと考  
えております。

**○松浦敏司委員** それも、とりあえずわかりま  
した。

私どもはこれまでも、やはり保険料の引き上げ  
というのはすべきでないという立場を一貫してお  
りますし、同時に、やはり現状でも高過ぎると。

とりわけ今の状況でいえば、中間所得層とい  
うのが負担感が重いということを実感しております  
し、そういう声も多いということで、私どもは、  
一般会計からの繰り入れをしてでも保険料の引き  
下げをすべきだと申し上げてきましたけれども、

その考えはあるのか伺います。

**○永倉一之保険年金課長** 一般会計からの法定外の繰入金につきましては、保険事業分や福祉医療助成影響分、出産育児一時金などとして、平成25年度決算で約4,360万円ほど行っております。

保険料の引き下げを目的とする一般会計からの繰入金は本来好ましくないものと考えておりますが、国保財政の基盤安定を図る上では、この法定外繰入金はやむを得ない措置と考え、実施しております。

平成27年度予算につきましても、平成26年度と同様に法定外繰入金の予算を計上しているところです。

**○松浦敏司委員** 法定外繰り入れについては、私も承知しております。

ただ、国保の大きな矛盾点という点では、他の社会保険とかあるいは共済などとは違いまして事業者負担がないということで、結局、本来国がその分を負担すればいいのですけれども、逆に、国の負担を削減していくという形に事実上は動いているということでもあります。

そういうことから、国がその点でそういうことをするのであれば、とりあえず当面は自治体として何らかの手だてを講ずるべきだというふうに私どもは主張をしております。

そういう意味では、一般会計からの繰り入れをして保険料を下げるということは、原課としては考えていないのかどうか伺います。

**○永倉一之保険年金課長** 法定外繰入金につきましては、先ほどもお話ししたとおり、平成27年度予算では約5,400万円ほど見込んでおります。

新たな繰り入れについては、公平性の問題、一般会計の財政状況を圧迫いたしかねませんので、御理解を願いたいと思います。

**○松浦敏司委員** その点では、これまでの認識と変わらないということでもあります。

ただ、公平性のお話もありましたけれども、国民健康保険は市全体でいえば、およそ3割を超える人たちが加入しているわけで、必ずしも公平性に欠けるというふうには私は考えておりません。

それからもう一点国保の問題でいいますと、近年、医療の高度化ということで、これまで助からないと言われている人たちも、医療が高度に発達したことによって、その技術によって助かるということが起きると。

当然、医療費がかさむという結果になります。

しかし、このことに対しての国の十分な配慮といますか対応は、私は非常におくれていると思います。

現実の医療体制に対して、本来は国がもっと手だてを講ずるべきだという考えを持っています。

そういう意味では、もし国が十分にその点で手だてを講ずれば、網走市の国保会計に対する影響も出てくるのではないかと思うのですが、この点での見解があれば伺います。

**○永倉一之保険年金課長** 高額な医療費に対する国の手だてということではありますが、高額医療費共同事業という制度がございまして、これは保険者間の保険料の平準化、財政運営の安定化を図るため、レセプト1件当たり80万円を超える額について都道府県単位で費用負担を調整するものとして、歳入につきましては交付金、歳出については共同事業拠出金として予算措置しているところですけれども、この拠出金に対しまして、国及び道からそれぞれ4分の1ずつ高額医療費共同事業負担金として交付されているところでありまして、保険料の高騰を抑える効果があるものと考えております。

**○松浦敏司委員** それもある程度理解はするのですが、今それぞれ市町村が抱えている国保の会計状況を見ると、給付費が相当かさんでいるというのも現実でありますので、この辺は若干見解の違いかなというふうに思います。

次に伺いますが、短期証と資格証の発行についてであります。過去3年の発行数を教えていただきたいと思います。

**○永倉一之保険年金課長** 初めに、短期証の交付状況についてですが、2月1日現在の数字となりますが、平成24年度が489世帯、平成25年度が427世帯、平成26年度が382世帯となっております。

資格証についてですが、平成24年度が40世帯、平成25年度が27世帯、平成26年度が31世帯となっております。

**○松浦敏司委員** 今伺ったところによりますと、短期証が100世帯ほど平成24年度と比べると減少していると。

資格証についても平成24年度と比べると9世帯ほど減少していますが、原課としての努力が当然あったと思うのですが、減少した要因がもしわかればお答えください。

**○永倉一之保険年金課長** やはり大きな要因としては、滞納者との接触の機会が図られまして、納入相談につながったということが一番大きいものと考えております。

**○松浦敏司委員** 大事なことだと、私は思います。やはり滞納をなさっている方というのは、当然経済的に大変だというのは言うまでもないと思うのですが、接点をどれだけ持つかと、そのことによって滞納者と市との一定の信頼関係もあり、そういう中で少しずつでも支払っていく努力をするということになるのだと思います。

そういう点で、今、原課としてもその点での努力はなさっていると思うのですが、次に伺いたいのは、資格証を発行するに当たって、どのような条件があれば発行しているのか伺います。

**○永倉一之保険年金課長** 資格証については、国保被保険者の保険料負担の公平性を確保するために、滞納者との納入相談の機会をふやし、収納率の向上を図ることを目的として発行しているところです。

特別な事情もなく1年以上滞納する世帯としており、交付に当たっては、文書や電話による督促並びに催告、あるいは夜間訪問等に対しても一切の応答がない場合や、納入約束を連絡もなく何度も履行しないなど、特に悪質と思われる被保険者に対しまして、やむを得ず交付している状況でございます。

**○松浦敏司委員** それはそれとして、原課の努力あるいは行っていることについて一定の努力は認めるところでありますけれども、しかしこの資格証というのは、結局保険証がないということですから、病院に行けば全額支払わなければならないことに直接なってしまうという点では、非常に大変な状況になると思います。

その支払うお金があるのであれば、保険料も支払えるわけでありまして、やはりこういった人たちに対しても、もっともっと接点を設けるなどの努力をすべきだし、やはり結果として、この資格証というのは命にかかわるという危険性を持っているものですから、私どもとしては資格証は発行すべきでないといえども、この点について私どもはなかなか納得できないという点で、この会計については反対をしなければならぬと思います。

次に、網走港整備特別会計について伺います。

昨年も申し上げましたけれども、重要港湾計画について、私ども日本共産党は当初から過大な計画だとして反対もしてきたところです。

この計画は、昭和53年の当初計画目標では、外貿で50万トン、内貿で170万トンで始まり、昭和63年には目標を引き上げまして、外貿で80万トン、内貿で200万トンになったというふうに認識しております。

しかし、平成10年に外貿で30万トン、内貿で80万トンに大幅に下方修正しました。

そしてさらに平成21年には、外貿で20.6万トン、内貿で64.6万トンへと下方修正したわけです。

外貿で見れば、ピーク時の点からするとおよそ25%の目標になっていると。

内貿でも32%にまでピーク時より目標が引き下げられているということです。

このような経過を経て今日があると思いますが、そこでまず最初に伺っていきましても、網走港の利用計画の目標に対する、現在の利用率について伺います。

**○脇本美三港湾課長** 目標というのは港湾計画のことだと思いますが、港湾計画に対する網走港の貨物の利用率ということの御質問でございます。

過去の港湾計画の推移については、ただいま松浦委員から御指摘のあったとおりでございます。

平成26年1月から12月までの1年間につきまして、外国貿易いわゆる外貿と言っていますが、これにつきましては計画20万6,000トンに対しまして9万3,000トンで、計画に対して45.15%、国内流通いわゆる内貿につきましては、計画64万6,000トンに対しまして28万4,000トンの43.96%となっているところでございます。

外貿、内貿合わせまして、計画85万2,000トンに対しまして37万7,000トン、44.25%となっているところでございます。

**○松浦敏司委員** 大幅に目標を下げたけれども、それでも外貿では45.15%、内貿で43.96%という到達でありました。

平成25年と平成26年の対比をしたときに、どうなっているか伺います。

**○脇本美三港湾課長** 平成25年1年間との対比でございますが、平成25年につきましては合計で36万6,000トンの貨物の取り扱いをございまして、平成26年につきましては先ほど申し上げましたとおり37万7,000トンとなっておりますので、平

成25年との比較で比べますと、全体で1万1,000トンの増加ということになっております。

○松浦敏司委員 利用がふえることは大いに結構なことだと思いますが、この利用がふえた要因は何だとお考えでしょうか。

○脇本美三港湾課長 貨物の増加の要因でございますが、品目によってそれぞれ増減はございますけれども、大きな要因といたしましては、昨年5月に稼働いたしました小麦の集出荷施設ができたことによりまして、小麦の取り扱いが平成25年と比べまして2万4,000トン増加しております。

これが、最大の要因だというふうに考えてございます。

○松浦敏司委員 やはりそういう点では、小麦集出荷施設ができたことの影響は大きいのだろうというふうには思います。

ただ、ふえているとはいってしましても、平成24年と対比するといずれも若干下回っていると私は見たところであります。

わずかに前年を上回ったというふうにはしか私としては評価できないわけですが、さらには、昭和63年のピーク時の点からすれば、外貿で11.6%、内貿で14.2%というようなことで、そういった点では、やはり港湾計画そのものが余りにも過大だったというふうには私は言わざるを得ないと思います。

そこで伺いますけれども、平成26年の土地の売却は何件あったのでしょうか。

○脇本美三港湾課長 用地の売却の状況でございますが、平成26年度、現時点での土地の売却件数は1件でございます、623万7,000円となっております。

○松浦敏司委員 前年も多分あったというふうには思うのですが、売れるということは、この会計にとっては大変大事なことだと思います。

わずかであっても大事なことだと思いますが、平成26年度の決算の見込みはどうなっているか伺います。

○脇本美三港湾課長 網走港整備特別会計の平成26年度の決算の見込みでございますが、この特別会計の収支は、ここ数年単年度黒字を続けてきているわけですが、平成26年度の決算の見込みといたしましては、まだ流動的な部分はあるかと思いますが、3,000万円ないし4,000万円程度の黒字決算は見込めるのではないかというふうに、現時

点では考えてございます。

繰上充用金につきましても、平成26年度の決算におきましては14億円を割り込むという状況になるのではないかというふうに見込んでございます。

今後も赤字の解消に努力をしまいたいというふうに考えてございます。

○松浦敏司委員 それは、わかりました。

それで、平成27年度、新年度での土地の売却の見通しがあれば、まず伺いたいと思います。

○脇本美三港湾課長 平成27年度に向けての土地の売却の見込みはということの御質問でございますが、平成27年度に御購入をいただくことが決まっているという方については、今のところございません。

ただ漁業者を中心に、過去に問い合わせのあった方々、あるいは土地を借り受けしてきている方など、可能性のありそうな方に接触するなどをしておりまして、現時点で引き合いとしては2件ほど御相談を受けております。

新年度において御購入いただけるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○松浦敏司委員 ぜひ、売れるといいと思います。

とはいっても、未売却地はたくさんあるのだろうというふうに思います。

現在の未売却地は、どれくらいあるのか伺います。

○脇本美三港湾課長 港湾用地の未売却地についての御質問でございますが、網走港における処分可能な土地の総面積は22万447平方メートルということでございまして、そのうち現在までに売却済みの土地が9万7,458平方メートルとなっております。

したがって、今後売却可能な土地の面積は12万2,989平方メートルとなっております。

○松浦敏司委員 相当数残っていることがわかります。

次に伺いたいのは、繰上充用金という赤字が、先ほど14億を割り込む予定だというふうなお話もございました。

現時点で13億何がしになると思うのですが、もしわかればおよその金額と、これは事前に課長に伝えていなかったのですが、赤字のこれまでの最高額があると思うのですけれども、もしわかれば



ば、それも教えていただきたいです。

**○脇本美三港湾課長** まず繰上充用金の見込みでございますが、3,000万円ないし4,000万円の黒字を見込んでいるというお話を先ほどさせていただきました。

その段階でいきますと、13億8,000万円から13億9,000万円、14億円をちょっと割り込むというような数値になるものと見込んでおります。

過去の赤字の状況につきましては、大変申しわけございませんが、きょうは資料を用意してございませんので、後ほどお答えしたいというふうに思います。

**○松浦敏司委員** 通告していませんでしたから、これは後で教えてください。

多分、今、副市長から発言があったぐらいだったと私も記憶しております。

そこで、この網走港整備特別会計というのは、土地が売れない限り繰上充用金という赤字は減らないということは、言うまでもありません。

そういう意味では、能取漁港整備特別会計と同じ体質を持っているわけです。

昨年も若干土地は売れましたけれども、いまだ12万平米以上売却が残っているということであり

ます。これがもし全て売れたとしたら、現在、赤字となっている13億8,000万円ないし13億9,000万円は解消になるのかどうか、黒字になるのかどうか、その辺の見通しを教えてくださいと思います。

**○脇本美三港湾課長** 赤字解消の見込みについてでございますが、土地の売却につきましては平成23年4月に見直しを行いまして、現在1平方メートル当たり1万8,900円という単価で設定をしております。

ただ、購入する土地の面積に応じまして、最大30%を減額するということになってございまして、仮に売却可能な、先ほど申し上げました12万2,989平米全部が、現実的にはないにしろ、30%減額して全て売却をしたという場合、16億2,714万円ほどになります。

そうしますと、先ほど平成26年度の見込みの繰上充用が13億7,800万円というお話もしましたし、平成25年度の決算における繰上充用金も14億1,600万円程度でございますから、そういったことからすると、赤字の解消が見込めるという状況であるというふうに考えております。

**○松浦敏司委員** わかりました。

これは、計算上はそうなるということでありまして、現状で即売れるというようなことにはなかなかありません。

いずれにしても、この会計というのは、とにかく土地が売れて赤字を解消するしかないというわけですから、引き続き努力をしていただきたいと思いますが、今現在、低金利というかゼロ金利政策の中で、金利が大幅にふえるような状況にはなっていないということで助けられていますけれども、きょうの議論でもおわかりのように、この計画そのものが非常に過大なものであるということは明らかでありますし、特別会計については引き続き反対の立場であります。

次に、時間がありませんので簡潔にしますが、能取漁港整備特別会計です。

新年度も、一般会計から2,513万3,000円繰り入れがあります。

繰上充用金という赤字が6億7,406万8,000円となっておりますが、これで間違いのないか確認いたします。

**○伊倉直樹水産漁港課長** 間違いございません。

**○松浦敏司委員** それで伺いますが、平成26年度に土地は売却されたのか、また平成27年度の売却の見込みはあるのか、この2点について伺います。

**○伊倉直樹水産漁港課長** まず、平成26年度の土地の売却の実績でございますが、残念ながらございません。

平成27年度の土地売却の見込み、見通しについてでございますが、最近の売却の実績といたしましては、平成23年度に約5万3,000平方メートルの土地を市有財産整備特別会計へ有償所管換をしまして、メガソーラー発電所を誘致いたしました。それ以降、毎年数件のお問い合わせはいただいておりますが、残念ながら契約に結びついているという状況には至ってございません。

このような状況の中、今年度中、平成26年度中に太陽光発電所の関係で何件かお問い合わせをいただいております。その中で、契約に前向きな企業もあると伺っておりますので、そちらの契約に期待をしているところでございます。

**○松浦敏司委員** わかりました。

この間、一般会計からの繰り入れで、繰上充用金を大きくしないという方法をとっておりますけれども、平成28年度以降もこういった手法を行っ

ていくのかと思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

**○伊倉直樹水産漁港課長** 一般会計からの繰入金につきましては、まず平成26年度予算で2,549万5,000円、平成27年度予算で2,513万3,000円計上をさせていただいております。

能取漁港整備特別会計につきましては、基本的に土地を売却していくことで累積赤字が減っていくものと認識をしておりますが、御存じのとおり土地の売却が進まない中では、一般会計から一定程度こうした形で繰入金を入れざるを得ないというふうに考えております。

**○松浦敏司委員** 赤字をふやさないためにはそうせざるを得ないと言われましたが、そのとおりだと思います。

次に、伺います。

現在、未売却地はどれぐらいあるのか、時間がないのもう一つ、未売却地が仮に全部売却されたとしたら、赤字は幾ら残ることになるのか伺います。

**○伊倉直樹水産漁港課長** まず、現在の未売却地の面積でございますが、平成25年度末で17万644平方メートルとなっております。現時点におきましても変更はございません。

そこで、未売却地が全部売れた場合、借金がどうなるかというお尋ねだと思いますが、単純計算になります。未売却面積17万644平方メートルに現在の販売単価3,500円を掛けますと、5億9,725万4,000円になります。

一方、累積赤字につきましては、繰上充用金にも計上しておりますが6億7,405万8,000円になります。

この収入額と赤字額を差し引きいたしますとマイナスで約7,700万円となりまして、この金額が赤字として残るといふ、計算上はそういう結果になります。

**○松浦敏司委員** わかりました。

いずれにしても、これだけは残ってしまうということでもあります。

これは、これまでも言ってきておりますけれども、過去の安藤市政の最悪の負の遺産であるということで、この会計についても反対せざるを得ないと思います。

**○脇本美三港湾課長** 申し訳ございません。

先ほど、松浦委員から御質問いただきました港

湾整備特別会計の網走港整備特別会計の赤字の過去の最大額ということですが、平成8年度の赤字額が28億6,480万円ほどということでございます。

**○松浦敏司委員** 通告していなかったもので、こちらこそ申し訳ないです。

わかりました。

最後に、後期高齢者医療特別会計です。

昨年、後期高齢者医療の保険料が、2年に一度の改正で引き上げられました。

昨年の議論の中で、賦課限度額が57万円になり、所得が525万9,000円で57万円の賦課になると。

網走では平成25年度当初賦課時において、64人が対象となっていると答えておりますが、平成26年度では何人いたのか伺います。

**○永倉一之保険年金課長** 平成26年度の当初賦課時における限度超過人数は、65人となっております。

**○松浦敏司委員** 1名ふえたということですか。

所得の多い人は、一定数いるということがわかります。

平成26年度の網走市における9割軽減対象者が1,306人、8.5割軽減対象者が1,091人と答えておりますが、平成27年度はどの程度見込んでいるのでしょうか。

**○永倉一之保険年金課長** 後期高齢者の人数を勘案いたしまして、0.8%ほどの増を見込んでおります。

9割軽減では約1,320人、8.5割軽減は約1,100人と推察しております。

**○松浦敏司委員** わかりました。

予算書を見ますと、現年度普通徴収保険料を調定額1億5,983万7,000円、収納率98.33%とあります。

滞納繰越分普通徴収保険料では調定額379万円、収納率40%とありますが、これについてちょっと説明していただきたいと思っております。

**○永倉一之保険年金課長** 保険料額の算定については北海道後期高齢者医療広域連合で行っておりまして、料率の改定は2年に一度で、平成27年度は改定はありません。

当市としましては、見込み額が妥当かの判断の上、全体の収納率を平成25年度の決算における収納率99.26%として予算を見込みまして、特別徴収の収納率は100%となりますので、逆算することにより普通徴収の収納率は98.33%となるもの

です。

ちなみに、特別徴収の割合を56%、普通徴収の割合を44%として予算計上をしているところです。

滞納繰越分につきましては、平成23年度の収納率が50.50%、平成24年度の収納率39.94%、平成25年度の収納率46.77%となっておりまして、少なくとも40%の収納を確保したいというふうに考えておりまして、40%としたところであります。

**○松浦敏司委員** わかりました。

いずれにしても、この特別徴収というのが意外と多いという実態がわかると思います。

次に、後期高齢者が病気にならないためには、やはり定期的な検診が欠かせないのだろうと思います。

しかし、網走市の後期高齢者の検診率というのは、昨年で見ると、全国あるいは全道平均より低いという状況になりますが、直近の検診率はどのようになっていますか。

**○永倉一之保険年金課長** 後期高齢者の検診の受診率でありますけれども、平成23年度は9.35%、平成24年度が9.68%、平成25年度は9.67%と10%を切っておりますが、平成26年度、今年度の見込みとしましては、12.5%と3%近く上昇が見込まれることになっております。

**○松浦敏司委員** 昨年度の予特のやりとりの中で、低いということで、直接通知をするということをやった結果だというふうには私は受けとめたところでは。

その意味では、これからも非常に大事なことだというふうに思いますので、引き続き検診率が上がるように努力をしていただきたいと思います。

最後に、短期証と資格証の発行についてですが、どのくらいあるか、また差押えなどはあるのか伺います。

**○永倉一之保険年金課長** 資格証につきましては、医療機関等への受診機会の確保から交付を行っておりません。

短期証につきましては、平成26年4月1日時点では10件、平成27年3月1日時点では16件となっております。

差押えについては、各年度とも約二、三件程度やっております。

**○松浦敏司委員** わかりました。

後期高齢者ということで、差押えというのは非常に好ましくないというふうには思います。

やはり納入相談を前提に行うべきでありますし、この制度そのものは、民主党政権のときには一度は廃止というふうに決まったのですが、それがいろいろ複雑な状況があって先送りになり、今では全くその影もない状況でありまして、この後期高齢者医療制度そのものが定着をしてしまったかのような状況にもなっておりますが、しかし、いずれにしても、高齢者を囲い込むような医療制度というのは世界にも余りない、多分ないと思います。

こういった差別的な医療をするようなことは絶対あってはならないというふうに考えますので、そのような理由から、後期高齢者医療の改定についても反対の態度を示して、私の質問を終わります。

**○渡部眞美委員長** ここで、昼食のため休憩をいたします。

再開は、午後1時といたします。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

**○渡部眞美委員長** 休憩前に引き続き、再開をいたします。

質疑を続行いたします。

**○山田俊美委員** 私からの質問は、1項目であります。網走市水道事業会計と、網走市公共下水道特別会計についての質問であります。

市民としては、水道料金というと、一般的には上水道と下水道の合計を示していますけれども、当市においては、水道事業会計と公共下水道特別会計の別々の会計になっております。水道事業会計では費用収益対応になっていて、会計用語では、収益は収入となり、支出は費用という言葉を使います。下水道特別会計においては、収益を歳入といい、支出は歳出という名称を使います。このように会計システムが違っていると、用語も違ってきます。しかし、請求は同じ様式で行われております。この点について市民としては非常に不思議だなど思うところであるのですけれども、この違いというのはどのような理由でしょうか。

**○山崎徹営業課長** 水道事業会計と公共下水道特別会計とは整備されてきた歴史に違いがあり、所管官庁や関係法令も異なっております。

水道事業は水という商品を販売し収入を得ているという考え方から、水道については料金という扱いがされ、早い時期に企業会計の原則が取り入れられた公営企業法を当然適用とされ、この公

営企業会計に基づき経営を行ってまいりました。

一方、下水道につきましては、衛生や環境対策に基づき公の施設の使用料という扱いがなされ、政策的に事業が進められてきており、地方財政法で特別会計を設けることとされておりますが、公営企業法の規定については、任意適用とされてきております。そのため上水は企業会計を採用し、下水は一般会計と同様の現金主義の特別会計を採用しております。

また、同一用紙による請求でございますが、使用者の利便性を図るため下水道会計から企業会計に徴収委託を受け、上下水道料金一括請求としていただいております。

**○山田俊美委員** 今の説明でわかったのですけれども、我々市民としては、どういうふうにごこのように分かっているのかというような不思議なことでもありますけれども、今の説明によって所轄官庁も違うというようなことでもあります。それはわかりました。

そこで、この頃の情勢において会計処理の一元化ということで、会計処理については総務省かどこから一元化しようというようなことはないのでしょうか。

**○山崎徹営業課長** 公会計事業の一元化のお話でございますが、平成27年1月27日付け総務大臣通知によりまして、経営状況のよりの確な把握や経営のさらなる健全化を図るため、下水道事業会計についても平成31年までに公営企業会計の適用が求められてきているところでもありますことから、当市におきましても、この適用に向け検討を進めているところでございます。

**○山田俊美委員** 今の説明でわかりました。国でもなるべく一元化を進めていくと、同じ水道ですから一つの会計で処理した方が非常にわかりやすいのではないかと私も思っております。

その辺はこの程度にいたしまして、次に、水道事業会計と下水道特別会計の予算書を見ますと、水道事業会計には国や道の補助金が今回の予算書にはなく、下水道特別会計には国や道の補助金が多く入っているようですが、水道事業会計には補助金が入る要素はないのでしょうか、また、水道事業会計に補助金が入るとしたらどのような場合でしょうか。

**○山崎徹営業課長** 上下水道の補助金制度の質問でございますが、まず水道事業会計の補助制度に

つきましては厚生労働省が所管となっており、現在は耐震化の推進などが主な目的となっております。

しかし、当市の幹線であります導水管等の交換につきましては、そもそも耐震化の扱いとなっていることから、現在は補助適用となっております。また、配水池や関連施設等に対する補助金についても、採択基準の関係から当市に適用となる事業がない状況であります。今後、補助制度の改正等にも注視し事業推進に当たっていきたくと考えております。

**○山田俊美委員** このように、最初に言った事業会計、これは上水道の導水管の関係だと思うのですが、網走市でもたまたま導水管の破裂とか鋼管の更新とか、そういうことの需要は出てくると思うのです。

そこで、今おっしゃったとおり網走市においては、そういった補助に当たるものではないということであるようです。同じ導水管であっても補助のある管もあると聞いているのですけれども、同じ水でありながら導水管によっては補助のある・なしというのがあるのですけれども、この辺についてお考えはあるのでしょうか。

**○佐々木浩司施設課長** 導水管の補助の適用のある管と、ない管についての御質問でございますが、今、厚生労働省の老朽管の補助対象といたしましては、塩ビ管ですとか、鋳鉄管、ダクタイル鋳鉄管につきましても、敷設年度において継手構造が耐震性を持たない管につきましては、耐震化ということで補助対象の適用となっております。しかしながら、当市の水道用鋼管につきましては溶接継手ということで、既に耐震性を有しているという考え方で、補助対象の適用となっていない現状でございます。

**○山田俊美委員** わかりました。補助対象となっていないと、同じ水でありながら、水を導入するのでありながらないと。本当はこれから網走市においても、いろいろ修繕等、あるいは管の敷設替えをしなくてはならないという状況がありますので、ぜひ国に対して補助金の申請ができるような形で要望していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、水道料金の設定の関係なのですけれども、上水道と下水道においてどのように設定されていて、その基準はどのようになっているのか、御答弁をお願いいたします。

○山崎徹営業課長 上下水道の料金設定についての御質問でございます。水道料金の算定につきましては、平成26年度の料金改定において御承認いただいているところでございますが、中長期財政計画見通しに基づき、今後3カ年に係る経費を算定し、資金収支方式により累積欠損金が発生しないように設定をさせていただいているところでございます。

○吉田憲弘下水道課長 下水道使用料の算定につきましては、下水道施設の維持管理に要する経費と、下水道施設建設費に係る起債の元利償還金に要する経費を、基本的に回収できる料金設定とさせていただきますいております。

○山田俊美委員 説明はわかったのですが、一般の会社でいうと、投資に対する回収をするような形の設定の仕方ということで、理解をいたします。

そこで、網走市の上水道料金は他の市町村とどのような違いがあるのか、料金の水準についてお伺いいたします。ちなみに、網走市ではないのですが、平成19年の資料を見たのですが、1口径13ミリで日本一安い上水道代は、富士河口湖町の10立方メートルが335円となっています。逆に日本一高いのは、新潟の東港臨海水道企業団の5,376円で、実に16倍の差があるようです。北海道で一番高いと言えるのは池田町で3,121円、増毛町、羅臼町も3,000円台となっています。網走市では、どのような形になっているのでしょうか。

○山崎徹営業課長 網走市の上水道料金の水準についての御質問でございます。現在、網走市では、道内35市中における水道料金の順位につきましては、高い方から13番目となっております。この主な要因といたしましては、現在まで行われてきました設備投資に対する維持補修費や減価償却費及び企業債の元利償還金などの負担増によるものでございます。

○吉田憲弘下水道課長 下水道の使用料は現在道内35都市中、高いほうから11番目となっております。この主な要因としては、当市下水道整備が短期間に集中的に投資されたことによる起債の償還金の増大、また市街地に平たん地が少なく、ポンプ施設が多いことや、呼人、藻琴、北浜、卯原内、二ツ岩と、郊外地も積極的に整備を行ったことによる維持管理費が若干割高になっていることが主な要因となっております。

○山田俊美委員 わかりました。いわゆる投資に対する費用がかかっているということだと思います。私は今回の水道代の料金水準を調べて、富士山の近くが安くてそれ以外の所が意外と高いのかなと思いました。

一般的に水道料金を見てそのまちに住むという考えの人は余りいないと思うのですが、ある意味では、そのまちの行政サービスがいかに高いほうが過ごしやすいのではないかなと思うようなこともあると思います。それで、できるだけ今後の営業努力で水道料金をなるべく抑えて、みんなが使いやすいまちにしてほしいと思っております。これは、私の考え方であります。

次に、下水道特別会計におきまして、歳入の欄に他町村負担金収入5,618万6,000円とありまして、そこに大空町と東藻琴等とあるのですが、この収入についてはいかなる理由なのでしょう。

○吉田憲弘下水道課長 他町村負担金収入についてですが、本市に隣接する大空町は旧女満別町が網走川水系、旧東藻琴村が藻琴川水系で、当市と同じ水系にありますので、河川・湖沼の水質保全という観点から下水道整備の取り決めについては、それぞれの町、村で処理施設を整備するよりも、当市の施設を有効活用し広域的な処理体制をつくるとして、平成5年に旧女満別町、平成8年に旧東藻琴村の下水道を当市の環境に接続してそれぞれ供用を開始しております。このことにより、汚水の受け入れについては、維持管理に係る経費等を汚水の流量案分により大空町より負担金としていただいているところであります。

○山田俊美委員 わかりました。これからは、広域行政という考え方をすれば、いろいろな市町村が共同してその施設を使うような形をして連携する必要があると思います。ですから、今後そのようなこともふえてくるのではないかなと思いますけれども、その中で網走は非常にいい位置にありますので、地域全体でこういったことの取り組みもしていただければと思います。

次に、最後なのですが、量水器が8年取りかえという期限があるようなのですが、取りかえ費用は市民が払うわけではありませんが、しかし、量水器はまだ使えるように思われると私たち一般市民としては思うのですが、8年設定というのは8年でなければいけないのかと、市民によっては何年も使えるのに、10年以上使え

るはずなのに、無駄なことをするのではないかと  
言われますので、その辺をお聞きしたいのですけ  
れども、

**○山崎徹営業課長** 水道メーターの有効期限の御  
質問かと思えます。水道メーターの有効期限につ  
きましては、有効期限を過ぎたメーターを使用し  
た場合は、水道メーターの計量性能に影響が出て  
正確さに変化を生じ、水道料金に誤差が生じる可  
能性があります。こうしたことから、計量法と呼  
ばれる法律で水道メーターの有効期限は8年と定  
められているものでございます。

**○山田俊美委員** 一応法律で決められているとい  
うことなのですから、いわゆる食品でいえば、  
賞味期限とか消費期限というようなものだと思う  
のですけれども、品物自体はまだまだ使えるはず  
ということは、ある意味で国の政策の中で、勝手  
な想像なのですから、こういった業種の保護が  
あるのかと思ってしまう。

なるべく長く使えて、市の税金が無駄に使わ  
れないようにしてほしいというのが、私が思うと  
ころであります。こういった意味で、こういう物  
品が長く使えることによって、税金ももっと別な  
ものに使えたり、あるいは水道料金が安くなる  
ということもあり得ると思っておりますので、その辺も一  
度研究をしていただきたいと思っております。

そして、市民が水道料金を安く使えればいい  
と思っておりますので、その辺もいろいろ研究をお  
願いしたいということで、私の質問を終わります。

**○渡部眞美委員長** 次。

**○飯田敏勝委員** それでは、私のほうから3項目  
にわたって質問します。

1項目めは水道企業会計ですけれども、今、山  
田委員のほうから、導水管更新に伴う国庫補助の  
見直し等についてあったのですけれども、私は  
ちょっと別な観点からお聞きしたいと思っております。

昨年の特でも、鋼管が補助対象にならないの  
かと聞きました。そのときの御答弁では、実際に  
日本水道協会北海道地方支部の要望事項だとか、  
さまざまな形で厚生労働省に要望してありました。  
厚生労働省に説明を行うという場合に、  
内容としては、昭和50年以前に敷設された内径  
700ミリ以下の水道鋼管の溶接は、現在の技術と  
違って、その当時の技術では裏波溶接がちゃんと  
していなかったということから耐久性に問題が  
あって、当市の導水管はそれに当てはまるという

状況で、そのために日本水道鋼管協会の説明から  
時間を置かない形で要望活動を行ったとあります。  
最後に、昨年の3月27日に厚生労働省に要望する  
とありました。それを受けたのが先ほどの答弁  
だったと思うのですけれども、その説明内容の網  
走市の導水管の状況に当てはまる内容というのが、  
厚生労働省で当てはまらない内容になるというの  
はどのような経緯があったのか、まずお聞きした  
いと思っております。

**○佐々木浩司施設課長** 厚生労働省に対しての導  
水管の補助申請、補助採択に対しての要望につ  
いて、委員の御指摘のように、昨年の3月27日に厚  
生労働省のほうに水谷市長初め水道部のほうで要  
望に伺ってまいりました。そのとき、昨年、網走  
市導水管漏水事故調査検討委員会の委員長を努め  
ていただきました大阪大学の南教授に御同行いた  
だきまして、漏水の事故原因、また導水管の更新  
の必要性について説明していただいたところでご  
ざいます。担当水道課長も教授の説明に対して熱  
心にメモをとりながら聞いていただいたことで、  
網走市の水道鋼管については、置かれている現状  
について一定の理解が得られたものと考えており  
ます。

しかしながら、平成27年、来年度より、生活基  
盤施設耐震化等交付金が新たに創設されて、その  
中で老朽管の更新事業が新たにその交付金の中に  
含まれましたが、残念ながら補助採択要件につ  
きましては、旧補助制度の要件をそのまま引き継  
いだ形となっております。水道用鋼管につきま  
しては補助対象外と現在となっております。現段階  
では今後の見直しにつきましては、補助採択され  
るのは厳しい状況であると考えております。

**○飯田敏勝委員** ほかの管にかえるということは、  
旧要綱をもとにしているのが難しいということな  
のですけれども、こういうような状況等もかなり  
全国からまいていっていると思うので、引き続き  
要望活動はしっかりと行っていったらいいのでは  
ないかと私は思います。

次ですけれども、過去2回の導水管事故を受け  
まして、事故に対応するということの整備はかな  
り行われております。その中で、一つに、破断事  
故発生時の復旧対策用具等の整備と対応時間、こ  
れは当時2回目の事故も起きまして、かなり故障  
箇所の発見なども早くして、完全に導水管をとめ  
る前に、とめても早期復旧をするといったことも

含めての対応をするということだったので、現在は過去2回の経験を活かして、早期に復旧できる用具等や対応時間は、現在はどのように考えられていますか。

**○佐々木浩司施設課長** 漏水が発生した場合の、発生から復旧するまでの時間についてどのように考えているかですが、漏水の発生した箇所、また季節によっても、発生から復旧までに要する時間については一定でないのが現状でございます。

その中で、平成22年2月と一昨年2月に、断水が生じるような大きな漏水事故が発生しましたが、一昨年の漏水事故のほうが、漏水後すぐに浄水場のほうに流入がなくなったということで、非常に条件的には厳しい漏水の条件でございました。そのような状態の中で、その当時で事故発生から35時間程度で復旧しております。

この35時間程度を今現在、流量計の設置、またバイパス管で配水管の相互の水量の融通のような対策を講じまして、1日半から2日以内で復旧できるということで考えてございます。その中で、さらに捜索時間の短縮ということで、冬期間、特に今後はスノーモービルの活用ですとか、その辺についても検討を進めてまいりたいと思っております。

**○飯田敏勝委員** 整備復旧の対策は、過去2回とも2月という寒さの厳しいときでした。ただ、事故そのものはいつ起きるか、冬場に起きるとは想定できないことですので、春先になると、雪が融けている状況というのは非常に厳しい、ものを運ぶときもスノーモービルなどが使えないというようなこともありますし、冬場寸前の11月から12月にかけての対策も、なかなか大変な時期にあると思います。特に、暴風雪のあったときなどは、本当にそれもなかなか想定できないようなことなのですけれども、それらも含めて、私はあらゆることを想定した復旧対策を考えてもらいたいと思います。

もう一つ、破断事故発生時の配水池が、網走には桂町と潮見にあります。前々から私どもも要望してまいった、バイパスによる配水池同士の連結による復旧についてです。2本の導水管ですから、潮見と桂町をバイパスで結んで、どちらかがだめだったら片方を生かすというバイパスの配水時間の確保ということなのですけれども、その確保の万全なる体制と今後の整備も含めて、このバイパ

スの効果で、仮に事故が起きたらどのぐらいもつのかということも含めてお聞きしたいと思います。

**○佐々木浩司施設課長** 配水池間のバイパス管によって、どの程度復旧時間が確保できるかという御質問ですが、年間平均の配水量を6月平均をもとに復旧時間のシミュレーションを行った結果、39時間の復旧時間を確保することが可能であるという結果が出て、流量計の設置等によって、さらに漏水箇所の特定期間まで9時間の短縮が見込めるといふシミュレーションの結果が出ました。その結果、39時間プラス一昨年の漏水事故に当てはめた場合、漏水特定期間まで9時間さらに短縮できますので、おおよそ1日半から2日間の復旧時間の確保はできると考えてございます。

**○飯田敏勝委員** 早期の復旧整備のためのシステム整備と、配水池のバイパス整備によって、1日半から2日ということになりました。前にも申し上げたとおり、この配水池のほかどこかにためておいて、もっと能力を上げるということもあったのですけれども、その辺も含めて、私は今後の検討課題にしてほしいのですけれども、いわゆる事故からまた年月がたちますと、喉元過ぎれば熱さを忘れて、なかなかそこまでは頭が及ばなくなるのですけれども、いつ起きるかわからないということも含めて、やってほしいと思います。

企業会計の最後なのですけれども、網走マラソンの給水担当の部として、実際に網走マラソンで水を使うと。私が聞いたところによると、ペットボトルの販売をしていますね。ペットボトルの水を使うということなのですが、その辺の経緯はどのようになっていますか。

**○山崎徹営業課長** まず、オホーツクマラソンの給水に関係してでございますが、給水につきましては、給水ポイント9カ所及びスポンジポイント7カ所にそれぞれ給水用の容器を用意し、消防車10トンタンクにより各ポイントに配水し、また各給水ポイントには東京農業大学の学生のボランティアを配置し、給水を予定しております。またペットボトルにつきましては、実行委員会において、フィニッシュ後の給水用として検討しているところでございます。

**○飯田敏勝委員** これはマラソンの事務局にもよるのですけれども、私としてはペットボトルというのは非常に扱いやすい、いわゆる雨が降ってい

るときに雨が入らないと、それから持ち運びできると、当日暑さはなかなか考えにくいのですけれども、9月末は残暑ということで暑くなる時もあると、そうするとペットボトルのほうを持ちながら体に振りかけるというのにもいいし、持って飲むと、それをどこに捨てるかというのもまた問題なのですけれど。

今、聞きますと、フィニッシュ地点だけなのですけれども、やはり私はフィニッシュ地点のほかに、各関門なり、給水ポイント等に置かれるといいと思うのですけれど。それは今後の課題なのですけれども、フィニッシュ地点に何本程度置かれる予定でいるのですか。

**○山崎徹営業課長** フィニッシュ地点におきましては、今検討がされているは、市の天然水のボトルとスポーツドリンクという形になっておりますので、少なくとも人数分は確保したいというふうを考えております。

**○飯田敏勝委員** 網走の水をPRするというのであれば、フィニッシュ地点のほかに途中の関門なり、能取岬のどこかのポイントに置くなりすることも含めて、恐らく企業会計ですから実行委員会から払ってもらえると思うのですけれども、そういう収益性も持ったものになると思うので、そういうようなことも含めて今後考えていってほしいと思います。

次に移ります。次は、流水館の特別会計です。この会計は、ことしの8月のオープン予定までさまざま議論してきた会計です。

まずお聞きしたいのは、平成26年度の入館者の見込み数を聞きたいと思います。

**○二宮直輝観光部参事** 平成26年度につきましての入館者数の見込みということでございますので、平成26年4月から平成27年3月の見込みの数字ということでお話しをしたいと思います。なお、平成27年3月につきましては、残り2週間弱営業日を残しているということでございますので、あくまでも見込みということで御理解をいただきたいと思います。現在、2月末実績で前年比100.4%、これは入館者数人数ベースでございますけれども、3月はおかげさまで前年に対して前年を超える形で推移しておりますので、年間トータルでは、前年度を若干上回る見込みと考えております。ちなみに、前年度実績は13万6,000人でございましたので、繰り返し申し上げますと、この数字を若

干上回る見込みということでございます。

**○飯田敏勝委員** 13万6,000人ということで、昨年もこの人数をもとにしての議論をさせていただきました。これからいきますと、若干上回るといっても0.4%程度、13万6,000人と考えたら、平成27年度は20万人を想定しています。8月1日オープンですので、4月1日から7月31日までと、8月1日から来年の3月31日までは、想定は違います。20万人なのですけれども、旧館の4カ月間と新館の8カ月間を合わせて何人を見込んでいますか。

**○二宮直輝観光部参事** 平成27年度の入館者数ということでございますけれども、まだ新年度も始まっておりません。営業も開始していないということでございますので、あくまでも平成27年度の入館料の算定根拠とさせていただいております入館者数の見積もりということで、お話をさせていただきます。

現施設での平成27年度4月から7月につきましては、平成26年度並みというところでございます。新施設での平成27年8月から平成28年3月までにつきましては、年間目標でございます20万人から平年12カ月のベースをもとに算出し、この両者の数字を合わせて見積もった入館者数ということでございます。数字としては、18万人を見積もってございます。

なお、この目標実現に向けては、16日の予算特別委員会でもお話しをさせていただいておりますが、あらゆる機会を使って集客のためにPR、仕掛け、あるいは電波媒体等を駆使して、集客に努めていくということでございます。

**○飯田敏勝委員** 18万人というと、計画では20万人が旧館の利用で4カ月少なくて18万人、それからいくと平成28年度は19万人、ちょっと下がってきますので、平成29年度は18万人という想定をするのですね。

**○武田浩一観光課長** 流水館の基本構想の部分で1万人ずつ減っているというようなお話をされているかと思うのですけれども、それにつきましては、長期の見通しを立てるための試算ということで、示させていただいた数字ということになってございます。

**○飯田敏勝委員** 単純に考えて市民は20万人と、その次の年から19、18と下がっていくのだなど。しかし、原課ではそれ以上何とか入るように頑張



るというのですけれども、一応平成27年度を18万人と想定した場合、平成28年度は18万人を想定しなくて19万人ということにはならなくて、要するにあくまでも目安なので目安を目指してやると、ただ、私が言わんとしているのは、集客事業、いわゆる観光振興公社の運営にかかわってくると思うのです。

今回、集客事業もいろいろやると思うのですけれども、ちょっと集客事業は横に置いておきまして、観光振興公社の運営が18万人で、ことしの予算では指定管理委託費が、昨年の審議では7,000万円といったのですけれども9,160万円の予算が計上されています。18万人を想定して9,160万円というものを計上したのでしょうか。

○武田浩一観光課長 平成27年度につきましては、先ほどからの話に出ておりますけれども、4月から7月につきまして現施設の網走市オホーツク流氷館、8月から来年3月につきましては天都山展望台・オホーツク流氷館の委託料ということで、9,160万円としているところでございます。先ほど言った7,000万円というのは、基本構想で示させていただいた数字かと思えます。そのような形で、合わせた形での試算ということになってございます。

○飯田敏勝委員 さらに、流氷館の予算のところに、歳入歳出の後に債務負担行為が設定されています。これでいくと、2億8,760万円ということになっておりますけれども、これでいくと平成28年度以降は9,800万円になると思うのですけれども、要するに、これは人数に関係なく3年間の設定をしました。初年度が9,160万円と、翌年度以降が9,800万円、9,800万円と。ですから、これは人数に関係なく上限を設定したという理解でいいのですか。

○武田浩一観光課長 今の債務負担行為のお話になりますけれども、平成27年につきましては9,160万円、平成28年度に平成29年度につきましては、それぞれ委員がおっしゃったとおり9,800万円ということの債務負担行為による支出予定額ということでさせていただいているところでございます。これにつきましては、そういうような形の3年間の上限を示させていただいた数字ということになってございます。

○飯田敏勝委員 そうなりますと、今人数の問題、目標すると。お客が来れば来るほど利益が上がっ

て、前にも言ったりリニューアルのお金も基金として持てると。ただ、来なかった場合は、委託料はいわゆる変動引当だとか、固定引当などになった場合、来なかった場合該当するかどうか、ちょっとその辺の考え方はいかがですか。

○武田浩一観光課長 この委託料につきましては、維持管理という部分の形になるのですけれども、この部分については固定費というところが大きな部分を占めるかと思えます。

確かに、販売経費等変動費という部分もございましてけれども、決算の趣旨に著しく差が生じた場合につきましては、協議の上で調整を図ることになるかと思えます。

○飯田敏勝委員 私の考えでは、この手のものは指定管理したのですから、仮に100万円で指定管理したと。90万円かかった、95万円かかったといった場合、私はある程度ほとんど固定だと思うのです。何が違うかといったら、人件費が上がったとか、物販の売上げが爆発的に売れたとか、というようなことが起きたとかということもあると思うのですけれども、ちょっとその辺の指定管理者の管理委託料における、いわゆる上限の決め方、何のために上限を決めているのかと。

今言ったみたいに人が来なかった場合に、固定だとしたらいいのですけれども、固定ではなくて変動というものがあつたとすれば、仮に消耗品だとか、電気がつかなかったとかということがあれば該当になるのかどうか、その辺のはっきりした考え方を持って指定管理に指定すると思うのですけれども、その辺はどういう基本的な考え方を持っていますか。

○武田浩一観光課長 著しくそのような場合については、そうなるかとは思いますが。

○飯田敏勝委員 ちょっと、もう1回。

○武田浩一観光課長 著しい入館者数の増減があつた場合につきましては、そのようになるかと思えます。

○飯田敏勝委員 著しいというと、例えば想定が19万人にしていたと。しかし16万人になったとかということが該当するということなのですか。

○武田浩一観光課長 そのような中に減少もあるかと思えますけれども、入り込みの増があるかと思えますので、その部分も含めてということになるかと思えます。

○飯田敏勝委員 だめだと言っているのではなく

て、固定なら固定として、著しく人件費や物販の売上高ということをしかりと決めて、指定管理者に委託するときに、いわゆる消耗品等は変動に入らなくて固定として、これこれですべてとるのであれば、そういうようなしかりした基本を持って観光振興公社に指定になると思うのですけれども、そこにやったほうがいいと思うのです。

ただ、ここでは言いませんが、役員体制そのものは観光部の方が観光振興公社の中核を占めているということもありますけれど、しかし、それはそれで仕組み上はそういう形で私はいったほうがいいと思います。

さらに、今言ったそういう心配がないように、やはり集客事業というのは、私は大変だと思うのです。いわゆるオープンまでと、オープンしてからとがあるのですけれども、観光のところで質疑しました、独自事業とエリア内の連携事業ということで、かなりいろいろ考えていると思うのですけれども、実際に集客する目標に近づくためには、本当に流氷館自身の自助努力もさることながら、連携しながらの事業も大事だと思うのですけれども、どのように考えておられますか。

**○二宮直輝観光部参事** 集客のための、集客に向けた事業ということでございますけれども、委員おっしゃるとおり、まさに大きなエネルギーを持って営業努力に取り組むと、これがまず最大の大前提だろうと思っております。

今、独自に流氷館のほうで取り組んでいるところで申し上げますと、ホームページに建てかえ中のシーン、あるいは完成までに向けた新流氷館のトピックスを情報として発信したり、これは昨年取り組んでおりますけれども、女性をターゲットにしたセラピーフェスだとか、あるいは子どもをターゲットにした本の読み聞かせ、あるいはクリオネの折り紙づくりなどの体験、あるいはニポネのPRも兼ねた取り組みでございますけれども、「ニポネと遊ぼう」といった取り組みを継続させていただくと。また、新年度に向けては、北見道新文化センターとのタイアップで生まれ変わった新流氷館をいち早く体験してもらおうという企画で、夏休み特別企画「オホーツク流氷館で遊ぼう」といった新しい取り組みを考えておりましたり、あるいは16日の委員会でもお話をさせていただきましたが、星空ウォッチングとか夜間のメニューも

検討していったり、今後も流氷館ともさまざまなアイデアを出し合って、集客に向けた取り組みをしてまいりたいと思っております。

次に、連携ということでございますけれども、これもやはり委員のおっしゃったとおり、申し上げるまでもないと思っておりますけれども、点よりも線、線よりも面といった取り組みや、こういう情報の発信がより強く伝えられると。流氷館の集客のためのPRや仕組みについては、さまざまな連携が必要と考えています。

連携のベースといたしましては、天都山エリアの魅力アップ構築事業で検討いたします連携の仕方や、あるいは仕組み、仕掛けの一定程度の検討の結果を待つということにもなるかと思っておりますが、16日にもお話をさせていただきましたが、各施設の魅力が相互に共鳴し合うようなことによつて、さらに個々の魅力がアップする。もちろん流氷館も含めて、そのエリアで連携をする各施設も含めてでございますが、そういったところで共鳴し合つて魅力をさらに高めていくということだと思います。例えば、新流氷館の情報ギャラリーで旬の魅力や遊びといったものを提案させていただくとか、個々のユーザーの嗜好を捉えた楽しみ方、遊び方の提案をさせていただくとか、こういったいろいろな連携、取り組みがあろうと思っております。このことによつて、新しいお客様を開拓し、滞在時間を伸ばし、滞在中の消費を拡大するといった本来の連携の目的を達成していきたいと考えています。

**○飯田敏勝委員** 今、答弁いただいたことを、本当に独自の連携事業をやれば、宿泊関係も天都山エリアの周りにありますし、そういうことを考えれば集客としては、私はしかりやればかなりなものになると思います。そういうことで、取り組んでほしいということです。

次に、償還です。予算見ますと1,294万円の償還をするというのですけれども、まず償還の中身をお聞きしたいと思います。

**○武田浩一観光課長** 網走市の流氷館特別会計の歳出予算中、長期債償還元利金1,289万4,000円についてのお話だと思いますけれども、これにつきましては、平成27年9月30日の定時償還及び平成28年度の償還分を平成27年度に繰り上げて全額償還するというものでございます。

**○飯田敏勝委員** これで、いわゆる繰り入れて

やるということの原因になりました、いわゆるリニューアルにおける償還が終了すると。それでも平成27年度にかかってしまうということです。この関係はさまざまな議論を私どもはしてきました、8月1日にオープンと。想定人数が入らないと、維持、運営初め、ここが網走の観光を牽引するというのでやっていますから、ここがなかなか入らないと、網走の観光戦略に大きな狂いを生ずる大型施設だと思います。希望は希望で、厳しい面もあわせ持つ施設だということで、船出だと思えます。現在のところ、繰り入れという形でもっているのです。平成27年度もまた繰り入れして、繰上償還も合わせてなくなるのですけれども、リニューアルの償還がなくなるけれども、今後とも努力をしなくてはならないという、特別会計だと認識しております。そういう意味で、昨年同様、私は会計の叱咤激励をする意味で、賛同できないということを申し上げて、頑張れという意味もあるのですけれども、流氷館会計を終わりたいと思えます。

次は、介護保険です。介護保険につきましては、代表質問でもやりました。過去最大の改悪という表現を使いましたけれども、特に大きくいきまして、平賀委員も質問していました、要支援1、2の訪問介護、これはヘルパーの利用です。通所介護、デイサービスです。大規模事業所、中規模、小規模さまざまな方々に、本当に大変な負担をかける。

2番目は、一定所得者の利用料、一定所得といっても年金収入が夫婦で280万円で、所得が160万円という方の利用料が2倍化して、いわゆる資産要件まで調べると。

3番目には、特養ホームの要介護の1、2をサービス要件から外してしまう、4番目については、補足給付の改悪ということであります。

特に、私は2番目に言った一定所得者の利用料の2倍化について、具体的にどのような制限要件を持っているかお聞きしたいと思います。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 一定以上所得者の2割負担の関係でございますけれども、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ制度の維持可能性を高めるために、これまで1割に据え置かれていた利用者負担につきまして、一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割とするものでございます。

2割負担とする所得水準につきましては、全国

の平均的な消費支出の水準を上回る負担可能な水準として、1号被保険者のうち所得上位20%に相当する160万円所得、年金にしますと280万円の収入以上が基準となりますけれども、年金以外の収入を中心としているケースや、世帯として負担能力が低いケースに最終的に配慮するというので、少し軽減が持たれたという経過もございます。合計所得が160万円以上であっても、年金プラスその他の合計所得額が単身で280万円、夫婦で346万円未満の場合は、1割負担に戻すというような配慮でございます。

**○飯田敏勝委員** 資産要件なども聞いたのですけれども、こちらから言います。資産要件で、単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を基準とするということで、いわゆる個人の持っている資産を要件としているということに関して、どういう認識を持っていますか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 資産要件の勘案ですけれども、資産要件については補足給付の要件となりますので、一定以上の所得のある方の割合2割負担につきましては、あくまで所得と収入で見るということになります。

**○飯田敏勝委員** 補足給付で、いわゆる資産要件でこうなった場合に、今までの保険の中でこういう制限を設けている医療保険だとか高齢者医療だとか、さまざまな保険があるのですけれども、そういうのはありますか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 今までは、なかったというふうに考えております。

**○飯田敏勝委員** 本当に、今までは生活保護の資産調査以外はないのです。生保の場合は、預貯金から始まり、資産のさまざまな実態調査を役所の権限でできるのですけれども、この医療保険やさまざまな保険の中で、初めて介護保険がこういうような要件を発動するということになります。

本来、預金をしているというのはさまざまな理由があります。金が余って預金をしている人もいれば、社会保障が大変なのでそのために取っておくとか、お墓を建てるだとかさまざまな個人の理由があると思えます。

医療保険でも、そういうような資産要件を調べてするということはありません。これを許すと、さまざまな面で波及がされるおそれがあります。そういう意味で、貯金を前提にしての負担増は、私は異例であって史上最悪ではないかと思うので

すけれども、こういう要件もひどいと。

それと、今言った補足給付の中で、住民税課税で配偶者がいると対象となるというのですけれど、具体的にどういうことですか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 補足給付の関係ですけれども、食費や居住費を負担して在宅で生活する高齢者との公平性を図るという部分と、預貯金などの資産があるにもかかわらず、保険料を財源とした補足給付が行われることは不公平というような国の示した部分で、今回、補足給付というものが出てきております。

施設に入所している場合で、世帯分離して施設にいて、本来はこれまでは世帯分離をすれば非課税であれば対象になっていたのですが、在宅の配偶者が課税であれば補足給付の対象外となるというものです。

**○飯田敏勝委員** いずれにしても、こういう問題はもっとあるのですけれども、今、申しましたことを含めて、いろいろ2017年4月まで延期し、それを含めまして新しい事業に入っていくのですけれども。

先ほど平賀委員も言いましたけれども、実際の移行スケジュールで、平成27年、平成29年にさまざまつくらなければなりません。私はスケジュールを先ほど聞いて、大分おくらしているという感じを受けたのです。その場合、私は地域包括支援センターと連携すると思うのですけれども、やはりそれとは別に、介護保険の策定委員会をやりました。それに準ずるような検討会議のようなものを設置して、もっと幅広い意見を酌み取るのがいいと思うのですけれど、そういう考えはないですか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 新しい総合事業の実施に向けた準備期間の取り組みにつきましてですが、今、指摘のありました検討会議を設置して、事業の内容等を協議したらどうでしょうというお話だったと思いますが、関係する団体としてケアマネージャー連絡協議会、事業者などと協議をする中で、地域包括支援センターも含めてですけれども、そういった関係機関と協議をしながら、事業の取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

**○飯田敏勝委員** そういう方向も含めてしっかり幅広い意見を入れて、移行期間における検討をやってもらいたいと思います。

その中で、基本チェックリストというのがあります。これは、4定でもなかなか深まった議論ができなかったのですけれども、現行制度では、高齢者から市町村などに介護の必要性の訴えがあったら、市町村などが対象要介護認定を行うというのが今の通常の形です。これは権利として当たり前なのですけれども、このチェックリストというのは、介護認定を受ける前に、受けたらいいよ、受けなくてもいいよということを、窓口でチェックするというふうに言われています。それでいくと、窓口で受けなくていいよと言われたら、要介護認定の権利はもうなくなってしまおうと言われていたのです。このチェックリストの認識を、端的にお伺いしたいと思います。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** チェックリストの関係ですけれども、今、委員の御指摘にあったとおり、訪問介護、通所介護以外の介護保険サービスを利用する場合の要支援者の判定につきましては、現行制度の手続により要介護認定を受けることになります。地域支援事業のサービスを利用する場合に限り、基本チェックリストの活用によりサービスの利用を判断できるというふうにされたものです。

**○飯田敏勝委員** 今そう言われたのですけれども、もともと現行の第二次予防事業で要支援、要介護になるおそれのある人を見つけ出すために使われてきた簡易なアンケートですよね。その内容は、一人で外出していいとか、1年間で転んだことがありますかなどという25項目の簡単な質問に答えさせて、何項目に該当するかを教えたものに過ぎないと私は思っているのです。

要介護度の判断は、きのうも議会の会議室でやっていたけれども、医師などの専門家がかかわる要介護でも難しく、75項目で介護保険の質問のときに議論しました。特に要支援2と要介護1の状態は極めて近くて、判定が医師の判定によって変わるといふようなこともあります。そうであるならば、私はこのチェックリストの方法をもっと現実に合ったものにしていくためにも、2年間の中でこの実施方法をどのようにやっていくかということも、重要だということも言いたいと思います。

それでは、保険料に移ります。保険料につきましては、補正予算で条例改正がありまして通りました。反対はしましたけれども、負担の変遷を見

ますと、要するに公費負担が減って、いわゆる自己負担がふえた。介護保険以前の高齢者福祉制度というのは処置制度で、それを介護保険によって負担が変わった。

当初、65歳以上の方の1号被保険者の負担が16%か17%だったのですけれども、現在では、第5期では65歳の負担が21%、第6期では22%になるぐらい上がってきている。だから、保険料がどうしても上がると。保険料を介護サービスの総額掛ける21%に、第6期は22%を掛けて65歳以上の人口で割ったものとしているので、上がり続けるのは当然なのです。上がり続けるものだから、いわゆる一般財源を投入して行えという要求が強くなっているのです。

今、2000年の介護保険が始まったときに比べると、高齢者の置かれている状態は、年金削減、物価が上がる、消費税増税と、本当に厳しい状況が続いているのです。一般財源を投入せよと私も申しているのですけれども投入しない。こういうのは、厚生労働省のいろいろな指導もあるので、厚生労働省の指導とそれを受けての当市の原課の考え方を、まずお聞きしたいと思います。

**○榎屋盛樹介護福祉課長** 介護保険制度における負担でございますけれども、介護保険法では負担割合が定められておりまして、市の負担割合は介護給付費の12.5%というふうになっております。

法定割合を超える一般会計からの繰り入れによる保険料の減免につきましては、税金が財源となりますことから被保険者及び市民にとって公平性に欠けるものであり、また国においても適当でないという見解が示されております。

また、今回、法定の負担割合と別枠で公費投入による低所得者の保険料を減免する仕組みが示されまして、消費税増税が先送りになりまして、平成27年度及び平成28年度は縮小、平成29年度から完全実施ということになりますけれども、平成29年度に完全実施した際に、網走市として1,000万円ぐらいの負担が生ずるといこともございますので、なかなか財政的にも厳しいという考えでおります。

**○飯田敏勝委員** 1,000万円ということは、確かに厳しい額でもあるし、できない額でもないと思います。そう考えると、厚生労働省は繰り返し保険料の全面免除だとか、収入のみに着目した一律

の減免だとか、保険料に対する一般財源の繰り入れを、いわゆる不適切とする三原則をずっと示してきたのです。これを論拠に各市町村ではしないとやってきたのが、だんだんふえてきているのです。

なぜ介護保険が一般財源を投入しないとやれないかということ、要介護認定といって保険でありながら15%程度しか保険の恩恵をこうむることができなくて、あとの85%は支えている。その支えている人の負担が多くなると、それこそ不公平感が増してくるのではないですか。

繰入可能というのは、2002年3月の参議院の厚生労働委員会で、日本共産党の井上美代参議院議員が、政府の参考人と坂口厚生労働大臣に質問して、地方自治法245条第1号のイに規定する助言あるいは勧告に当たるかということ、当たらないというような答弁がなされているのです。

坂口大臣は、この三つの原則を乗り越えてやるということ、絶対だめだとかやめろとは言っていないと、三原則を乗り越えてやることを奨励しないが、各自治体が主体性を持ってやることは尊重したいと言っているのです。こういうことからすると、私は、当然、一般財源の投入を考えてみる必要があると思いますし、ましてや今回、国費の削減額が1,140億円と言われております。そのうち、介護報酬の引き下げの2.27%である2,400億円のうち、国費は600億円削減なのです。600億円が浮いているのです。先ほど言った、介護保険料の低所得者軽減の大部分の先送りでは、540億円が浮いているのです。合わせて1,140億円です。今回、市は、先送りになったから、市が独自で二つやっているのです。それも含めて、国に声を上げていくというなら、私は、浮いた分を介護保険の軽減に早く適用せよと言うべきだと思います。

要するに消費税を先送りしてその分は浮いているから、それは丸ごと国の懐に入っているわけです。国に物申すなら、その部分を早く介護保険の軽減に適用せよと言うのと同時に、市の一般財源を投入してでも、非常に苦しんでいるところに投入する方法を今後しっかりと考えていくべきだと思いますけれども、いかがですか。

**○酒井信隆福祉部長** 今、飯田委員のほうからお話があったように、介護保険制度が平成12年に実施されまして、今期で6回目の計画を策定するわけです。

介護保険制度が始まったときから飯田委員にはいろいろな御意見をいただいたり、提言をしていただいたり、その計画内容につきましては議論を交わしてきたところでありますが、やはり今、介護保健事業を実施していく中で、介護保険事業というのは利用者へのサービスの充実、また、介護保険にならないような予防というものを充実させる。やはり、市民の声を聞きながらやっていくと。その中で制度が成り立っていて、措置時代よりも介護保険事業が開始されたことによりまして、サービスの利用の幅が広がって利用者もふえてきているというのが現実にあります。その中で介護保険事業というのは、やはり市民に福祉サービスを広げたというので1項目があるのではないかと考えております。

ただ、利用者の負担及び市の一般財源を投入するということは、平成12年からできた介護保険事業、保険というものが根底から崩れてしまうのではないかと私は思います。その辺で、やはりこの介護保険がまだまだ未熟な制度だと私も思っておりますし、それに対しましてはきっちりとした制度の歩みを進めていっていただきたいと思っておりますので、今後も市としましては、利用者もしくは介護者、一般市民の方々、また議員さん、委員さん方の御意見を国の方に伝えていくのが私たちの役目だと思いますので、今後とも御意見をいただきながらそれを反映していきたいと思っております。

**○飯田敏勝委員** 御答弁いただいたのですけれども、まだまだ未熟な制度だという意味もありますけれども、公費はふやさない、給付は削減負担増、保険料はもう限界だとしたら、介護保険制度は今のままではもうかなり限界だということです。

ただ、これを今の部長の答弁にありましたように、本当に弱い人だとか、介護者の皆と考えた場合、いい制度にしていかなければならないという気持ちは私も部長も同じだと思いますので、いい制度にしていこうということはお互い共通の認識で、頑張ってもらいたいと思っておりますけれども、今回の介護保険料の一般財源投入なしでの介護保険の負担増を含めて、介護保険特別会計には反対の立場を表明して、終わらせていただきます。

**○渡部眞美委員長** 以上で、本日の日程であります、特別会計、企業会計についての細部質疑を終了いたしました。

今日は、これで散会といたします。

再開は、あす午前10時としますから、御参集願います。

大変御苦労さまでした。

午後2時20分散会